

第五十二回 参議院文教委員会 會議録第十一号

(二四七)

昭和四十一年三月三十一日(木曜日)
午前十一時十二分開会

委員の異動

三月三十一日

辞任

田代富士男君

補欠選任

辻 武寿君

出席者は左のとおり。

委員長

理事

二木 謙吾君

北畠 教真君

久保 勘一君

千葉千代世君

松永 忠三君

委員

近藤 鶴代君

玉置 和郎君

内藤三郎君

中上川アキ君

中村喜四郎君

山下 春江君

吉江 勝保君

秋山 長造君

小野 明君

小林 武君

鈴木 力君

辻 武寿君

林 塩君

国務大臣

文部大臣

政府委員

文部政務次官

文部大臣官房長

文部省大学学術局長

中村 梅吉君

中野 文門君

安嶋 彌君

杉江 清君

事務局側

常任委員会専門員

渡辺 猛君

説明員

文部省大学学術局教職員養成課長 安養寺重夫君

本日の会議に付した案件

○国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(二木謙吾君) ただいまから文教委員会を開会いたします。

委員の異動について報告いたします。本日、田代富士男君が委員を辞任され、その補欠として辻武寿君が選任されました。

○委員長(二木謙吾君) 国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

本法案については、すでに提案理由の説明を聴取いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑のある方は順次御発言を願います。なお、政府側より中村文部大臣、杉江大学学術局長が出席されております。

○小林武君 ひとつ初めにぼくは要求があるので、すけれどもね、委員長、ぼくら予算委員会の関係で出席できなかったけれども、提案理由の説明などというものは、出なかつたてや、やはり文教委員に配付してもらいたいと思うのです。そういうような種類のものが全然配付されてない、資料が配付されてないというのはおかしいと思う。これはいま気がついたんだけれども、ぼくは欠席したことはあまりないんだけれども、欠席してみたら、そのことがどうもきわめて不満なんです。この点はひとつ今後そういうことのないようにしてもらいた

い。

それから文部大臣にお尋ねをいたしたいのですが、これはこの間、分科会のあるときに科学技術問題と一緒に大臣にお尋ねをしたと思ったのですけれども、というの、この間もお話し申し上げたように、人の問題ということが、時間があればかなり突っ込んだ御質問を大臣にも科学技術庁長官にもしたかったのですが、人の問題ということになると、これにかかわり合いがあるのが教師という人の問題ですね。そういうことでもかなり大臣から計画性のあるお話を承りたいと思ったけれども、それができなかった。そこで一番先にお尋ねしたいのは、いわゆる科学時代だ、こういうことを言えば、どっちが本家であるかという本家争いというわけじゃないけれども、科学技術の問題を広い意味で考えた場合に、文部省の占める位置というのは、いまの科学技術庁などとは比較にならないと私は思っている。ほんとうにあらゆる意味で比較にならない比重を持っている。いわゆるいまの科学技術庁というのは、狭い意味のいわゆる技術中心の問題に多く関連しておるのじゃないか、そういう点からいえば、重大性はこちらのほうにあるというふうに考えているのですが、そういう角度からものを考えた場合に、一体どういう教師がまず科学時代に必要なのか、これはたいへん文部省にとっては重大なことだと思うのです。いままでいろいろな教師に対する御注文がございましたけれども、どうも私に言わせれば、何か感情的政治的というふうなものが多分に入っておる。だから、論争する点になるというところは、はなはだわれわれも反省しなきゃならぬところがあるんだけれども、それぞれの政党的立場に立って議論するといふような感じを一般の国民に与えるような論争になっていくことを非常に残念に思うのです。しかし、もっと次元を高くして、日本の一体

将来のことを考えたならば、この科学時代というものに、日本がどういふふうな一体役割りを果たすか、指導的な立場というものがあつてほしい、そういう点を日本国民としてある程度自負したいと思う。特にアジアの諸関係のことを考えた場合に、日本がこれは特段に何かそれによって有利になるとか、専横なふるまいをするとかということじゃないに、やはりアジアの中で果たす使命ということを考えますと、これはなかなか大きな意味があるということが、特に今度の科学技術基本法を出すとか出さぬとかという問題もそういうことにあるでしょうし、昭和三十三年に今後の科学技術水準について、十年間の目標を出したということもそういうことだと思ふ。そういう時代に、一体教師というものは何を求められるか、どういふ資質の教師が必要なのかということは、私は政治的な立場から、従来のどれがどうか、一部の人間が、自分のとにかく感情でもって、こういう教師のほうが都合がいいというふうな、そういう低い次元の話では私は困ると思うのですが、そういう点について大臣から総括的なお話を一度承っておきたいと思うのです。

○国務大臣(中村梅吉君) 文部省の所管をしております面から申しますと、科学技術については、その学術的な研究、これが中心であると思ひます。そこで学術的な研究を十分に達成するためには、高度の科学技術者が、特に科学技術関係の学部、学科の教授に配置されなければならぬと思ひますので、この点については、私も各大学の付置研究所の研究等も通しまして、十分にその点は予算的な措置等も努力をしまし、十分にそのいふでございます。しかしながら、現状はそういう高度な科学技術者を養成するといふんですか、生まれてもらうための措置がまだ不十分であると思ひますが、今後とも私どもとしましては、そう

いう方向に向かひまして最善を尽くしたいと思つております。

○小林武君 まあ急にそういうことを申し上げれば、なかなか文部大臣としても、お尋ね申し上げてもいままのような答弁しかできないと考えますけれども、私はそういう事情は認めますけれども、やはりもっと突っ込んでお考えいただきたいという気持ちがあるのですよ。一体いまの科学技術というようなもの、先ほど申し上げたように、いまの科学技術庁の範囲の中に包括されるような狭い意味でなく、もっと広いものが日本の科学技術というものを高めるためには必要だ、この点につきましては先日予算委員会の分科会において、科学技術庁側の答弁というものは、私はかなり、何というか、片寄った御答弁であった。たとえば人文科学や社会科学と自然科学とのかかり合いというものをどうするのかというような問題を質問された際にも、これはもう実に、何だかあいまいな中として何が何だかわけがわからぬ。御意見の中には、人文科学と言ってもそれはあらゆるものを網羅するものではなくて、哲学や美学はこれから除外されるべきものだ、そういう見解のもとに質問が展開されて、そしてそれに対して、お説ごもつともというような大体答弁があった。これは一体どういうことなのかという、私にとっては非常にふしぎなのですけれども、中野政務次官の答弁はまことにりっぱだ、この点は。これはとにかく、さすがは文部省の政務次官、りっぱな答弁だったと感心したのですが、その点は私は文部省を買っている、たいへん。そういう立場で、その人文科学というものは自然科学が発達すればするほど、発展すればするほど、これに伴い人文科学、社会科学の進歩がなければだめだということが、これは文部省側の見解として出ているのだから、これはりっぱなものだと思えます。こうでなければならぬと思うんです。そういう科学、学問の進歩ということをお考えになった場合、教師というものは、そういう場合に、一体どんな資質を持たなければならぬかということは、もう少しやは

り具体性を持って文部省あたりが告示しにならぬ
という、たとえば国立学校設置法一部改正法の

中に出でた教育学部の名前をどうしたという話が出るだけでは納得しないのです。これは率直に、そう言つては失礼かも知れぬけれども、十九や二十の学生諸君も納得しないし、教授諸君も納得しないというようなことになる。だから、何でも論争しているかということになると、何かそこには、そういう純粹な教育的立場の論争ではなくて、いたずらに何か立場の相違からくる、あるいはその背景に何か政治的なものがあるとか、イデオロギー的な問題があるというふうに、全く一もつともそれはイデオロギーも政治もないような世の中はありませんけれども、そのみにかかわつたような論争が展開されるように考えられるのは、私は非常に問題があると思つてゐるので、どうもいまの程度の御答弁だということ、またここでそういう議論をするというふうなことになるわけでありますから、これについてもう少し突っ込んだ、ひとつ一体どういう教師なんだということ、もう一度ひとつ大臣から御答弁をいたさうと思ひます。

○國務大臣(中村梅吉君) 今度の学芸学部を教育学部ということに変えようということは、御承知のとおり、文部省が事務的に考えたわけではありませんで、御承知のとおり、中教審でも長く検討されて、そうあるべきであるという答申をされ、また、教職員養成審議会からも、この審議会のメンバーが、とらわれない立場で御研究になつた結果、今度のような改正を行なつて、そしてつゞきな教員養成ができるように、設備その他教官陣営を整備すべきであるとか、等も充実にして、教育内容を整備すべきであるとか、いろいろな趣旨の建議がありました、この建議や答申に基づいて文部省としましてはこのような方策を実行に移したい、こういうことになりましたわけで、私どもとしましては、こうすることに、よつて、あらゆる部門にわたつて、それぞれの段階におけるりっぱな教師を養成するようにいたしたい、ということのがねらいでございますして、決して他意

あるわけではございませんので、その点をとくと
申し上げておきたいと思います。

○小林武君 いま他意のことを聞いているのじゃないのですけれども、他意があるような質問をしたり答弁をしたりするというようなことになるとうとうぐあいが悪いと私は言っている。ところが大臣も、いまの御答弁からは一歩も前進することができないわけですから、これは、まだこれから時間も長いことですから、ひとつおいて、もう一つ私の不審の点を、大ざっぱなやつをひとつづつ聞いておきます。それは、予算の一般質問の中で、本委員会の内藤蒼三郎君から質問のあった事項です。これは速記録を写したものを読み上げます。内藤君は長い問文部省づとめをやっておつて、いわゆる文部行政については精通していると私は思っております。文部省の中にも相当影響力を持っているものと私は考える。前の文部事務次官ですから、その人の質問ですから、これに対する大臣との受け答えというものは、私はかなり緊張して聞いておつた。緊張ばかりでは足りないのので、速記録も取つてみた。○内藤蒼三郎君 次に、教員養成のことについてでございますが、教育で一番大切なのは何と申しましても教師だと思ひます。いまのように単位さえとればいいというものではないと思うのです。教員養成の学校が師範学校から専門学校になり、大学と三段飛びをいたしましたので、いろいろな問題が生じておるわけでございます。私はまず第一に、このぼろ校舎の整備を急速に進めていただきたい。他の学部に比して、というのはたいしたことではない。「第二番目では教師の資質向上のため在外研究員をもっとたくさん出していただきたい。」これもあれですが、「このために少なくとも毎年一大学一人ぐらい、五十人程度の別ワクを確保して、」というのは、前の在外研究員の問題です。第三には、教員志望の学生の素質の低下を防ぐために特別奨学制度をやつたが、これを大幅にやつてもらいたいということ、高校の校長の推薦で教員適格者を大学に無試験で入れること、以上三点について、こういう

う質問があつたわけでありませう。これに対して中村文部大臣は、「教員養成の重要性は御指摘のと

おりでございます。しかるところ、現在は教員養成が何かわからぬような、学芸学部、学芸大学という制度に戦後なっておりますので、本国会におきましても、私どもとしましては、教員養成の目的を明らかにした教育大学あるいは教育学部、学科というようなものにしたいという提案をいたしておるのでございます。これに対して一部では、師範学校の復元を考えておるのじゃないかというような御批判もあるようですが、われわれは師範学校の復元などということは毛頭考えておりません。こう言っている。内藤君のこの質問の中で、私は一つ問題を考えますのは、「いまのように単位さえとればいい」というような御質問がある。一体いまの学芸大学の仕組みというのは、単位さえとればというような仕組みであるのかどうか。文部省はそういうことを考えているのかどうか。この点は、文部大臣の御答弁と同時に、大学局長からも、単位さえとればいいというようないまの大学の仕組みであるのかどうか、これは行政的な立場からひとつ御答弁いただきたい。文部大臣は、特に、何かわからぬような、学芸学部というのはどういふことなのか。いまの学芸学部というのは、何かわけのわからぬようなと云うのは、これはどういふことなのか。この問題については、私は前の質問と関連して、きわめて緊張して聞いたわけです。この点について、問題が具体的にございますから、ひとつお答えをいただきました。

○国務大臣（中村梅吉君） 御承知のとおり、学芸学部は主として教職員の養成を担当し、あるいは大学によっては教養部門を担当してきておるわけでありますが、大体的態勢はそうなっておるのにかかわらず、学芸学部ということであります。教職員の養成であるという目標ははっきりしていない、こういう趣旨を私は述べたつもりでございまして、まあ用語は適切でなかったかもしれませんが、この際、教職員の養成を目的とした教養学部

というような名称に制度を改めて、そのかわりに教職員の養成に必要な、まあ理學關係の系統の教員ならばそれに必要な設備を充實をする。また教官、學生に教えるをする教官の陣容も、この際、教育者養成に必要な人材を配置して、人員も増員するようにして、教職員の養成にふさわしい目的を果たせるような陣容を整備をいたしたいというのを考えておりましたわけで、まあ非常に予算委員會のことで、時間ができるだけ答弁も短くしなければならぬので、考えておりますことがそっくりあらわれていないし、また用語等も不適当なところがあつたかと思ひますが、そういうような趣旨で内藤さんの御指摘に対してお答えをした次第でございます。

○政府委員(杉江清君) 學芸學部において學生は單位さへといふのかという御質問についてでございますが、結論は、もちろん單位さへといふよいという性質のものではない。全体として大學の定める教育課程を履修し、その學部の目的にふさわしい教育内容を履修する、そういうことが當然の要求でありまして、單に單位さへといふといふものではないと考へます。ただ、卒業の要件の一般的なものとして、大學の卒業には百二十四單位履修しなければならぬ、こういうことは學芸學部だけでなく一般の學部を通ずるたてまえになつておるのであります。しかし各大學においては、百二十四單位以上、どの程度を履修させるか、また内容をどうするかといふことは、原則的には各大學の判断にまかせる問題であります。で、そういうふうな卒業の要件としての一般的基準はあるのでありますけれども、そのことから單に單位さへといふといふ、こういうふうな性質のものではない。大學教育の本質的なあり方として、そういう理解は私は間違つておると思ひます。

○小林武君 まあ先ほど申し上げたように、これがわれわれが不用意に言うときはいいですよ。それからまあさう言つては失礼ですけども、あまり教育も何も商売にしない者が、こういう場合にもそれぐらいのことを言つても、これはたいして

かど立ててものを言うことはない。しかし、ぼくは少なくとも前の文部次官がそれをつた、それを受けて答えて、文部大臣がわけがわからぬといふようなことを言われるといふと、これはやはり大學に對する侮辱でもあるし、一体何を考へて一体どうしていきのか、大學といふところはただ單位とればいいといふ式なのか、學部といふものは一体何なのかといふ、これはどの程度の理解なんだつて逆に聞きたくなるんです。だから私は、そうなるといふと、これはもう教育の次元ではなくて、何か意圖的な特別な次元で話をしようといふような受け答へに聞こえる。そうすると、こつちも大いに勘ぐつて、これは一つ別なところからきたかなんて考へて、二重にも三重にもいろいろな輪をつけて考へるといふようなことになる。議論はますますまいぐあいにならないと思ひます。しかし、そういうことを言つてもしょうがないが、そこで私は大臣に申し上げたいんだが、教員養成に必要な、こういうことをおっしゃるんですね。そこで先ほど大臣にお尋ねしたように、教員といふのはどんな資質の者が教員としていいんだという問題が出てくるわけなんです。実は私はこの問題について、かつてその当時は、三十八年ですかね、あれは、委員長がいまの政務次官だつたころと思ひますが、この問題でちょっとこゝで質問したことがある。その際に私は、総合大學の中にある教師の養成機関といふのは東北大學だけだ。これは貴重な存在だ、大學という機構の中で、これはいろいろな議論もありました。裏へいって聞きますと、総合大學の中でますます扱ひされていくのだといふ話も聞きましたけれども、少なくともそれは内部のつまらない矛盾であつて、そんなものは克服できないことじゃない。

総合大學の中で教員を養成するといふのは日本にたつた一つしかない。これが一体どういふ効果があるのだ。むしろ日本の中でそういう教員の養成のしかたといふのをもうとやほり發展させるべきではないかといふ議論を私が展開したときに、教員養成を純粹にやつた師範學校との問題とかが出てくるわけなんです。師範學校で養成した教員といふようなものと、それからさうでないところの、たとえば大學を出た人が教員になつた場合、どつちがいいかといふ比較も出てくる。それもまあ比較としては一〇〇%的確にはならぬけれども、まあさういふ話が出たときに、私の議論に賛成なさつたのは自民黨の笹森さんであります。發言を求めて、関連質問を求められたから、私は何をおっしゃるのかと思つておつたら、反対意見ではなくて、私も長い間の教員の生活で、私自身も、りっぱな教師であるのは師範學校卒業生より、むしろさうでない大學を出た先生のほうがあれだといふ、さういふ長い経験をお持ちの、政治家であり教育者である笹森先生から、さういふことを私は聞いて非常に力強く思つた。だから、こういう問題については、簡単に目的がどうかという議論を展開されるのは迷惑だといふ議論をそのときにした。しかし、あのときの第一歩が今日の問題に發展しているのだから、ぼくは非常に、それだけのことをおやりになるならば、よほどの根柢がなければならぬと思つた。だから、今度御提案になつた、私もよく知つておるのですが、國立學校設置法の、この法律の問題について、一部改正については、何も教員養成の教育學部がどうしたといふ問題じゃないのだから、むしろぼくはこんなもの引き直して、別なところで何かできないかと思ひます。これは手続的にできるかできないかよく知らぬけれども、できるならばそんなものは引き直してやつて、その他いろいろ學部をどうするとか何とか、いろいろ必要なことがあるのだから、さういふものは一日も早く出してやりたいといふような気持ちがある。率直に言つて、皆さんとさういふことはわれわれも話している。しかし、この問題が入つておるために、ただでやれぬといふ気持ちがあるわけですよ。それは將來に大影響を及ぼすから、大きなことを言うようだけれども、政治をやつておる者は、少なくとも將來の日本の國民がどうなるのだという問題、あなたたちがおっしゃる十年後の日本の科學技術の水

準といふものはどうなるのかといふことは、即日本國の繁榮の問題がどうなるかといふ問題なんだ。さういふことになつたから問題だから慎重にやつてもらいたいといふ気持ちがあるのですよ。まあしかし、これからいろいろ議論を展開していつて、皆さんのほうから、いや心配ないといふような裏づけが出てくれば、これはまた別の話だけれども、あまり出さうもない問題のような氣もするのでも、一生懸命やるわけですけども、一体その文部大臣ね、そこらあたりがあいまいです。文部大臣は一体その教育の、その教員養成といふものを目標にしない場合には、もうとにかくろくなものが出てこないのだといふようなお考えになつておるのかどうか。職後とかく十年たつた、新學制になつてからも相當の経験を經たのです。私はまあ古くさい頭の校長あたり、と言つたらこれはしかられるかもしれないが、人間の中には、いまの若い者などと言ふ人もあるかと思ひますけれども、しかし、公平にものを考へる人間は、いわゆる學士資格を持つて出てきた教員といふのは、絶対にとかく戦前の教師よりも優位だといふことは言つておる、この点。これは皆、學芸學部を卒業した者です。私はさうだと思ふ。これは自分の親子の關係にあつても、むしろこのあながかな理解できないといふのは、自分のうちに行つてみればよくわかる。私もその例に漏れない。だから、一般の社會において、年をとつた者と若い者との間にそれは確かに断層があるであらう。さういふ急激な變動期ですから。しかし純粹に教育の問題を取り上げて、一体有能な教師かどうかといふことになつたら、大學卒業生といふのは決して教育目的、とにかく教員の養成目的といふものがはつきりしてない、たいへんなものをつとに養成しているといふ結論は出てこないと思ひます。そこらあたりを文部大臣はどう一体把握しているのか、どんな実態の上に立つてさういふことをおやりになるか。もちろん先ほどあなたのおっしゃるように、文部省ばかりで考へたのじゃない。中教審にもはかつたし、教育職員養

成審議会にもはかりましたけれども、それについての手続はとっている、とっているけれども判断はあなたにある、あなたが現在の教育制度に対して、これは抜本的に改定しなければだめだという理由はどこにある、一体、教育学的にどこにあるのか、よくおっしゃる科学的な立場でこれが証明できるのかどうか、それを承りたいのですよ、ばくは、何かあるのか、それについて私は反論しますから、これからそれをお話していただきたい、どこに、どこが悪いのか、そうしてまた、学芸学部というのは東大でいえば教養学部と同じことです。内容的に言えば教養学部というのは何の役に立ってない学部なんです。そういうものの考え方に立っていただければ重大な問題です。一体、学芸学部というのは何ですか、あれは役に立たぬやつを養成する学部なんです、そういうことです。それをひとつはつきりして、ひとつはつきりした文部大臣の考えを述べてもらいたいですよ。もう一べん申し上げます、あまりよいことを言ったんでつかみとれないと思いますから申し上げませんが、教員養成を目的としていないことによつて、戦後、新制大学だからつもらない教員が出たのかどうか、どうして、あるいはいつまらぬとまではいえぬけれども、一体どこにどんな欠陥があるか、欠陥があると指摘しているのはだれなのか、それから学芸学部なんていうのは、これは教養学部と同じだと私は理解しているのです。これが、ここから出てくる人間が人を教えることがぐあいの悪い理由はどこにある、人が完成することによつて人を教えることができるのじゃないか、私はそう思うのですが、そういう点について文部省側の見解というものはあるべきだと思う。これは文部大臣からは政治家としてのお考えを承りたいし、それから局長からは、その点についての行政的な立場からのさらに詳細の説明を承りたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 私どもも十分の知識は持ちませんが、戦前の師範学校のようなものは、当時の国家目標といえますが、国のあり方から見て非常に馬車馬的、これもことはが適当でないか

もしませんが、馬車馬的な狭い視野の人材を養成した傾向があったと思います。したがって、それと、戦後の大学を卒業して教師になった人たちの比較をすれば、それは大学を卒業して幅広く勉強された人のほうが有能な教師であるということはい言ひ得ると思います。ただ問題は、その中においてもできるだけ小学校は小学校、中学校は中学校、高校は高校の自分の担当すべき教科目についてさらに十分の勉強をしていただくためには、教育者を養成する教育学部、教育学科ということに方向をはつきりいたしまして、そこで、教育者として、自分が将来目指す小学校教員なり、中学校教員なり、高等学校教員なり、自分の目指す学校の教職にある者として必要な学問を十分に履修していただくこと、こういうことがよからうと思うのでございます。いままでの学芸学部でございまして、もつと幅が広がってございまして、先ほど来話が出ておりますように、百二十何単位かの単位さえとれば一応卒業できるので、私はそうしたこよりも、教職員の養成には教職員に必要な学問をもつと十分にやっていたら、もつとも一般的教養については、これはできるだけ幅広いほうがけつこうには違いありませんが、人間の能力には限度がありますから、そういう意味において教員養成を目標にした学部、学科をつくりまして、そ

でないところは学芸学部にする、そういうふうなものとして、少なくとも国立のものを充足したわけでありまして、この学芸学部は、だから教員養成の実態を当初から多分に、少なくとも国立大学の学芸学部は持つておいたのであります。ただ、学芸学部とは、教員養成だけをやる場所ではない、という考え方があったのでありまして、そういうふうな考え方から、学芸課程というものがあ

て、文理学部、学芸学部のように、単にいろいろなものをたくさん並べておいて、それを教え、また学習するというような性格のものではないのであります。したがって、学芸学部と教養学部とその類似性のゆえに学芸学部を現在肯定されるという性格のものではなからうと私は考えております。やはりこの目的が明らかでないので、現実にカリキュラムのあり方もその基礎がはつきりいたしませんし、また全体の施設、設備の基準もはつきりしない、そういうことからいろいろこの整備、充実に支障を生じてきたというのが、この長い間の実際の姿であります。で、そういうことを反省して、その目的、性格を明らかにしようというわけでありまして、これは何も教員養成に限ってそういうことをしようというのではあります。他のすべての学部が私はそうだと思います。医師養成であれば医者の養成、医学の研究を目的としてその学部の教育が行なわれているわけでありまして、工学部におきまして、また、工学の研究と工業技術者の養成を目的として教育が行なわれているわけでございます。で、そういう意味におきまして、それと同様の考え方をもちまして学芸学部の目的、性格を明らかにしようというのが今回の趣旨でございます。で、もちろんそういった目的、性格を明らかにいたしますけれども、しかし、そこに行なわれる教育は決して何かそのことだけを旨とした狭義の教育を行なおうというような趣旨ではございません。これは医師養成におきまして、またほかの学部におきましても同様の問題でございます。そこには大学教育において当然要求される一般教養というもの、これは大いに尊重されるのが新制大学においては基本理念でございます。その理念は維持しながらも、他学部とおおよそ同様な意味においてその目的、性格を明らかにして、しっかりと教育をしていく、こういふところに私はそのねらいがある、かように考えております。

○小林武君 まあ文部大臣の御答弁は、私の質問には十分答えておりませんが、言おうとす

ることは、大体これは予算委員会における御答弁とも大した変わりがないような感じもいたしますけれども、まあ何をやっているかわからぬというように、これは大体文部大臣の言い過ぎであるということはお認めになった。そういうことではないということだけでも明らかになった。しかし、やはり文部大臣としては、一々いろいろなことを知っておられなければならぬという理屈のものではありませんから、なかなかだれが議論しても、私は議論が分かれてしまつてなかなか統一できない。それがやはり教員に対するいろいろな立場のやはり見方であり要求であると思ひますから、これは必ずしも文部大臣を責めるわけにもいかないと思ふけれども、ひとつやはり文部大臣の考え方の中に、はくは問題だと思ふのは、何か教員という職人をつくるという考え方が非常に強いことを私は残念に思ふのです。やはり教育的職人ではだめだということ、これからは、やはり過去のことを言つて、師範学校出たやつはだめだということ、私たちがそうだし、自民党のほうにもそういう方がいらつしやる。差しさわりがあるから申し上げませんが、私はそうも思つておられないのですよ、実は。しかし、もうそういう時代ではない。先ほど申し上げたように、新しい時代を学問的にもつくる時代なんでしょうから、もっと幅の広い、高い視野に立つてものを考える教師観というものが必要ならぬということをおし上げています。そういうあれにはどうも私は大臣の、何といひますか、特殊な自分の教える教科についてというようにおしやる、小学校教員を養成する課程において一体どんなことをお考えになり、あるいは中学校になつたらどの程度、高等学校の理科の教員はどうだとかいふようなこと、物理の教員はどうだとかいふようなことを私はお考えになつてゐるのだらうと思ふのですけれども、それがいまの学芸学部で一体うまくいかないとお考えになるのは、私は運営のへたさだと思ふのです。そんなことができないはずはない。やっぱりこれは、どうも若干

偏見のようなことが世間に流布されているために、角をためて牛をどうするといふようなことわざのようなことになることを非常におそれるのではありません。しかし、これはいろいろこれからは議論されることですから、そのところはひとつ深入りを避けておきます。

それからなお、学芸学部の目的等については、何かここに書いてあるさういふものの書類があるようなことはわかりました。しかし、教養学部と学芸学部との関係は、やはり文部省で言うときには広い立場に立つて言わなければ困る、もっと根の深いものの方をしなければいけません。いまのようなことをおしやることはちよつとおかしい。学芸学部と教養学部の関係といふようなものは、やはり新制大学をつくることからの議論を通してやっぱり見なければいかぬと思ふのです。そこで、ひとつ議論を横へ移しますと、先ほど来、文部大臣は、これは文部省の考えただけのものじゃないといふことを盛んにおしやうておる、一体この中教養のメンバーといふのはだれとだれですか、どういふ人間ですか、どんな専門的なごりつばな方ばかりですか。

○政府委員(杉江清君) 会長は森戸辰男氏でございます。副会長は木下一雄氏、委員として、敬称を省略いたしますが、天野、大河内、大浜、河原、久留島、高坂、小林、高橋、高村、田中、朝永、成田、平塚、藤井、細川、前田、村山、諸井、出光、坂西、野尻、波多野、松下、これらの諸氏でございます。名前を省略いたしましたけれども、もし御希望ならば詳細にお答えいたします。

○小林武君 中央教育審議会の審議委員という方はそれぞれの分野ですぐれたお方のようでございます。この中にそれぞれの職業、所属というふうなものがずつと書かれております。こういう方々の意見といふものは絶対的だといふふうにお考えですか、たとえば評論家もあれば、放送協会の会長もいる、秩父セメントもあれば八幡製鉄もいる、読売新聞もあれば、これについて私の感想を言わしてもらえば、いろいろありますけれども、

これはひとつやめます。やめますが、これが日本の教育の一体最高のあれとお考えになつておきめになったのだといふことは間違いないのだと思ふのです。これは国会にはかる人事でもありませんから、われわれはこれにあづかつておらない。どういふふうにお考えになつて御選考になつたか、選考の基準をひとつ。

○国務大臣(中村梅吉君) これは私から一々申し上げるまでもなく、小林先生御承知のとおり、東京大学の学長とか、あるいは教育大学の教授とか教育研究所の所長とか、教育関係者も相当入つていただきました。あるいは中学校の校長さんであるとか、学芸大学の学長であるとかいふ、教育関係者にも相当入つていただき、また、教育関係者だけでなく幅広きいろいろな各界の人には若干つ御参加を願つておる、こういう次第で、私のほうとしましては、できるだけ幅広い角度で教育問題の御審議を願つて、さういふ趣旨でございます。いろいろな人が入つておりますが、同じ部門から何人も入つておるといふのは教育関係だけであつて、あとはまあ散漫的にいろいろな方面の方々に御参加を願つてさういふ方針でやっております。

○小林武君 このことで、私はまず、まだ議員にならぬときに、歴代の文部大臣に対して広く各方面の方々をお入れをして、そして日本の重大な教育問題については、何といひますか、先ほど言つたような立場の相違といふようなことをある程度克服した議論といふものが出ていいのではないかと、いふことを申し上げたのであります。それで、私は日本教職員組合といふような団体から出すことがよくない悪ければ、もっとたくさん、学者の中でも、たとえば文部省にでもものをすばしば言つた人たちが入れたらどうかといふような意見を具申したことがある、まあ一つもそのときに聞けなかつたので、いまこゝでやけくそで文句を言つてゐるわけではございませんけれども、その中に、一つ私は非常にこだわつてゐることがあるのです。それは、とにかくこの人選とい

うものは、少なくともある団体を背景にしているといふような者については絶対選びませんと、こゝう言つてゐる。そこで、文部大臣にお尋ねしたいのだが、日本には財界といふものがあるのか、お尋ねしたい。歴代の文部大臣はないといふようにおしやうていられますが、いまの文部大臣はわりあい物事をまともにお受けになるお方だから、ちよつど私お伺ひしておきたいと思ひます。財界といふものはあるのかないのか、私は労働界といふものはあるのかないのか、私は労働界といふものはあるのかないのか、太田がなれば、あれは労働界だと思つてゐる、太田、岩井なんといふ両君が出てくると、ああ、労働界だと思ひ思つてゐる、何も私、頼んだのでなくとも。文部大臣は一体財界といふものがあるとお考えになつてゐるか、ないとお考えになつてゐるか。

○国務大臣(中村梅吉君) むずかしい御質問で、まあ俗に世間では、経済界、産業界の人たちを財界と言ひ向ひもあつた。しかし、私ども文教政策を考へる上におきましては、財界といふようなことは毛頭考へておりません。要は、さういふ中央教育審議会のような場所です分に公正な立場で教育問題に取り組んで議論をし、また、意見を開陳していただけるような方々を選挙していただければいいのだと、さういふふうな私自身も考へております。いまの人選は、おそらく私が就任する前の人選だと思ひますが、当時の責任者もおそらくさういふ考へ方であつたらうと考へております。

○小林武君 文部大臣もさういふ、いままでの大臣に似たようなお考えをなさらないようにしていただきたい。いまや総資本対何とかいふようなことが言われてゐる。財界がないはずなんです、そんなばかんなことを言つておつたらたいへんです。日本の財界といふものは日本の政治を動かしてゐるんです。だから見なさい、われわれは一体、十年も何十年もかつてこんな保守党の議員しか養成できなかったことを何とかが言つた、えらい財界の大将がいるじゃないですか。それだけのことをすばりともを言つた人があるんで

すよ。財界がないなんてことはおかしいですよ。日経連の前田一という人は、財界の労働対策の先頭として、財界が一致結束しなきゃだめだと、こういうことを言ってるじゃありませんか。日本に財界を認めないなんていうような言い方は、それはおかしいですよ。しかし私は、財界からここに選ばれたから悪いとは決して言わぬ。いまの政党内の構成の中でものを選ぶ場合にはそれは出てしかるべきだ。発言権がある。しかし、そのほかにも発言権がある者がいる。それを私は言ってる。それをいままで歴代の文部大臣はわれわれに對して、いつもそういう逃げ口上ばかり言ってきた。私はこの人たちの個人的な批判は、これは失礼にわたるからやめますけれども、少なくとも片寄っている。この人たちのものの考え方は大體同じものの考え方だと私は判断する。もし反論があるなら言ってもらいたい。これが日本の教育を審議する中央教育審議会——文部大臣の諮問機関として最も適當だということを断言できるなら、その理由を言ってもらいたい。それから教育職員養成審議会の委員も同様であります。ほんとうに一体これが最も適當な人選だと言ふならば、ひとつその理由を詳細に述べてもらいたいと私は思うんです。その前に中教審の問題があります。松下電器の社長、出光興産の社長、八幡製鉄というような人たちがどういふあれなのか、大学の学長ばかり集めて一体どういふのか。たとえば大河内さんという人の考え方は私には私にははつきりわかってる。大河内さんの考え方は一体その中になんか反映しているか。大河内さんがそういうことを言ったのかどうか。採決できまうたというのならそれはまた違ふけれども、そういうことも不審がある。これは一体どういふあれなのか。これが一体、日本の一番中教審としてりっぱな人員構成だと、——人間の価値とか何とかというものは抜きにして、一体その出ている地盤、財界というものを認めるか。基盤を、そういう点からどういふんです。ひとつ御説明を願いたい。

○國務大臣(中村梅吉君) 先ほど来、財界という御意見がありますが、確かに考えようによつては財界というものはあるのかも知れませんが、もしそういう方面の代表者であるとするれば、先ほど名前が出ましたように、日経連の前田専務とか、こういう人たちはまあいふは財界の選手として活躍をされておるようでありますが、こういう日経連の代表的な人とか、あるいは商工会議所の代表的な人とかいうことになれば別でありますが、そのではなくて、この人選の上では、おそらく当時の担当者の考えは、事業はやってる人でありまして、教育問題に関心が深いとか、あるいは意見を述べているというふうな人を選抜して入れたのだと思ふのであります。今後しかし、いまのような御意見もございまして、審議会の構成等につきましても私は私どもも十分に研究をいたしたいと思ひますが、そういうブロックなり何なりの代表という意味ではないと思ふのです。それから、おそらくこういう審議会は多数決とか何とかするのじゃなくて、みんな十分に討議をし、長い間かかって各種の資料その他によつて研究をされて意見の統一をはかれるので、おそらく各委員多少の意見の食い違いはあるでしょうが、最終的には一致した意見で答申をされていくものと、かように受け取っている次第でございます。

○小林武君 まあ私は、たとえばここで文部次官をやめた人が二人入っている。河原春彦氏、田中義男氏、全国の教育委員長の代表であつた木下一雄氏、この人たちはなんかも文部省の役人であるから入っているのだと思ふ。文化財の保護委員会の委員長であるから入れたとおっしゃるかもしれないけれども、これは文部省の次官であつたこと間違いない。田中さんもそうだ。文部大臣は森戸さん、天野さんに入っている。まあ森戸さんなんというのはあらゆる役職、文部省の中のあるは全部やっています。どんなに精力的な方かということ、ここで私は述べたことがある。もう御老齢でもあり、あまり老人を酷使するようなことはどうかというふうな御意見も申し上げた。大體精力的な

人間でも一人一業といつて、一つの事に一生懸命やるようにしたほうが能率的だと思ふのです。こういうことに干渉がましいことを申し上げるのではないから、ひとつ十分お聞き取りいただきたい。やるなとか何とかかの人にけちをつけているのじゃない。人事といふものがどういふことになつていくかということは、人事を少しでもやつたものは、私も人事は多少やつたことがある。それは別の世界の人事だけれども、文部省の人事のやうな人事ではないが、人事をやつたことある。やつたことあるから言っているのです。人事といふものは、こういうことをやっておつたらうかということではない。断言してもいいです。意圖的にものをやる場合は別だ。この中から出てくる結論はおのづからわかっている。教育関係者が多いなんということをおっしゃるけれども、教育関係者が一体どれだけの発言力が出るかということ、いまの社会の状態からいっておのづからわかつてくる。この人たちが、一体日本の教員制度をどうしてわかるんだか。どういふ御議論をなさつたか、局長からひとつ聞かしてもらいたい。どういふ議論です。これは、戦後の学芸学部というもののから出た教師諸君が、将来の日本を展望して、一体日本の教育にどんなマイナスを及ぼすかというやうな議論をどうしてやつたのか、そういうあれをひとつ聞かしてもらいたい。

な、出すのなら、資料として、そういう速記録は全部出してもらいたい。しかし、速記録をここで読まれてもたまたまぬから、あなたのほうとこの人たちがどんな議論をしたか、日本の教員制度というものはどういふふうにして悪い、これをひとつ教えてもらいたい。

○政府委員(杉江清君) 私も当時、この中教審のお世話をするところにおりましたので、詳細なことは承知しておりますが、ただ、教員養成のあり方については、かなり突っ込んだ意見交換があつた。戦前戦後の制度の移り変わり、そして戦後における制度のあり方、それからまた、その制度における欠陥、その長所、短所、そういうものが十分議論されてあのような答申をいただいたと、こういうふうにして承知いたしております。

○小林武君 だから、そんなものは答弁になりませんよ。そんなことは答弁にならぬと思うんです。少なくともいまの制度を改めるといふやうなことをやるからには、少なくともいまの教員制度を改めるというには、みんな出すべきですよ。憲法調査会さへ——われわれはこれに賛成しておらぬ、おらぬけれども、憲法調査会においての議論はどんな議論があるかというところは詳細に出ておらぬ。あれによつて、われわれはそれに参加しておらなくてもよくわかる。どういふ人が第九条に對してはどんな考えを持っている、非常事態という問題に對してはどんな考えを持っているといふことは一目りやう然としてわかるようになってくる。それを出して、とにかく憲法の問題をやつて国民の前に明らかにしなきゃならぬというあはれは、反対論があるやうな調査会でも、それだけの手続をしよう。いつ一体、日本の教師のこういう制度を直すのにこういう意見が出て、だれがどういふ意見を出して、そうしてだれがどういふんだというやうなことを詳細に発表したことがあるんですか。私はこの人たちが自分で発表したことをいやがっているとは思ひません。これは速記録はあるんですか。

○政府委員(杉江清君) 速記録は一つつけておりません。要領筆記等はやつておるようでございます。こういった審議会の運営にはいろんな方法があると思ひますけれども、この審議の経過というものをご公表すると、そういう立場では運営いたしておけません。

○小林武君 それがおかしいですよ。ダイヤモンドをどうしたと云つていう話なら、私は隠してもいいとまでは言わぬけれども、教育の問題を議論する場合に、これは明らかにやらなきゃいかぬですよ。いまの教員制度、特に教員の悪口を言おうというのじゃないですから、いまの教員養成制度にはかくかくの美点と長所、かくかくの悪い点がありますと、だから、これを改良するにはこうだというやうな意見が出されることを何ら秘密に

する必要は私はないと思う。そういう審議のしかたをやるべきなんだ。中教審だって同様なんですよ。文部大臣、そうじゃありませんか。教育の問題を一体どうして隠してやるんですか。私はそういうやり方をとっておるところがおかしいと思う。だから、私は持っていていいと言えど証拠を持ってきますけれども、ある私立大学の雑誌をちょっと見た。私立大学——というのは私立大学全体の私学何とかいう雑誌だと思ふが、その中にこういうことが書いてある。これは名前を出しているからにはっきりしている。上智大学の先生もいらしたようだが、この先生たちが何かこういふことを言っている。私立学校の協議会とか何かそういうものがあるんですね。いま、的確に覚えておられますけれども、そこで協議をやる。そうすると、その人たちは、われわれはだめだと言ふ。とにかく、文部省のいわゆる役人が来て何から何までおせん立てして、われわれにものを言わせぬようにすつと持っていくのだと言ふ。われわれはさつぱり用をなさぬという言ふことを言っておる。あなた方も何かでそういうものを見たでしょう。大体、私はそういうやり方をやたらだめだと思ふんですよ。それはここに出てくる人でも、そう教育のわからぬ人もいる。そんな小さいことまでわからない人もいる。そうすると、その人たちの議論——知らないから、しろうとの議論というものは私は非常にたつとぶべきだと思ふのです。それはいろいろなことにはわづらわされていませんからさつぱりと言ってくる、傾聴すべき意見というものは、しろうとの中からよく出るのです。そうしたら思うままに言わせるような運営のしかたをなさなげな人間をもっと入れたらいい。というのは、私はそういうことを言っている。いろんなことを言う人が出てきて、その上に立っていろいろなことを判断すべきだと思ふのです。運営審議のやり方が大体怪しい。文部大臣が、ここから出てきたからたいへん信頼すべきだというのは一つも根拠がないじゃありませんか。教員養成の審議会にま

かしてりつぱな議論が出ましたといいますが、この名簿の人たちも、いずれもりつぱな方であるといふことは私も認めるけれども、これが日本の教員の実態をつかんでほんとうにあれしているかどうか。北海道、鹿児島、あるいはもっと僻地のような各地の人たちのいろいろな意見、都市の学校の人たち、あるいは、このごろであれば石炭産地の教員とか何とかいう人たちが集まって、そういうところの代表たちが忌憚のない——教員養成についてこんな問題点があるという言ふことを言ふのはいいけれども、そういうあれがないじゃないですか、これはどういふんですか。私はあまり権威がないという言ふことは申し上げてないのです。これでは、日本の教育制度を根本的に変えるという理由には私はならぬと思ふ。どうですか、これは。ひとつ文部大臣に、最後にこの問題でお尋ねしますが、どうですか、こういう問題は。ひとつのよりどころにすぎない。結局、審議会といふのはお知恵拝借といったところで、速記もつていなかった、何の記録もない、何を言ったかわからないという言ふことなんです。コーヒーを飲んで帰っていったという言ふのもない。しかし、ただ聞いたといふ権威があるように思ふ、こういうような主義なのか、あるいはこの中にどえらい発言権のある人がいて、委員をねじ巻いてこの方向に持っていくという運営のしかたをしているかわからないが、しかし、一体こういうやり方で皆さん方がよりどころにしていくという言ふことを、この方式に従つてとにかくまっしぐらに進むんですよ、言えますか。あなたのほうに考え方があってやるんですよ。そうしたらもっと詳細な説明をわれわれにしなければいけません。いわゆるそのウエートのかけ方についてひとつ御返答をいただき、そのウエートのかけ方によって文部省としては一体どういう見解をとっておるのか、もう少し詳細に伺いたい。

○国務大臣(中村梅吉君) 審議会の運営につきましては、役所の事務当局が筆記をするとか、お世話をして招集の手続をするとかという言ふ言ふ事務的なことはいたしますが、つとめて審議会は独自の見解で意見を交換し、御審議を願うようにつとめております次第で、私ども事務当局の考えが事前に影響力を持つようなことのないようにつとめておるつもりでございます。なお、答申、建議等をいただきました御意見は、これはもちろん何でもそれをするのみにすべき性質のものではありませんので、最終的には文部大臣が法律案の提案者であり、責任者でございますから、十分、事務当局をしてそれらの建議、答申等については十分に研究をさせまして、なるほど、しかるべきであると考えたものについては取り上げて制度化をはかるとか、改革をするとかいうことをいたしております次第で、最終的な責任はもちろん、まことに知識不十分であります、私どもが負わなければならぬ、かように考えております。

○小林武君 文部大臣のおっしゃることは当然だと思ひます。そういうことだと私も思ふんです、いままでやってきたことは。それはそれとおりだと思ふ。しかし、賛成はしておりません。それで、これはいまの文部大臣の責任じゃないんだから、お気の毒のような言ふのであります。責められませんが、いまのようなことをこういふふうにとめられた。そこで、杉江さん、あなたにお尋ねするんですが、一体この人たちの忌憚のない意見という言ふのは大かたどういふ——それぞれの財界なら財界方面の人とはどんな意見、教育関係者という言ふ人はどんな意見、早稲田大学という言ふ人、あるいはうりつぱな問題の起きている大学の先生のお考えはどうなのか、東京大学は一体試験地獄でさんざん苦しめさせているが、一体どんな考えか、ひとつそういう言ふことで素材になるような意見はどうで、それをだれが起案をして、その答申はだれがまとめたのか、それは一体どういうことになっておりますか。

○政府委員(杉江清君) 審議会におきましては、多くの場合、各委員に自由に御発言をいただきますして、それを事務当局で会長または数人の委員さん方にお集まりいただいて、その結果をまとめてまたおはかりする、こういう言ふ方法で運営いたしております。で、教員養成の問題について、かなり自由な御発言を続けていただいて、その結果を事務的にまとめる言ふものではない、まして、中教審の運営については、特に委員の方々の御発言を尊重する、こういう運営方針は一貫してとられております。

○小林武君 正直に言ってください。私の言っているのは、教育の問題ですから、これは親の立場あるいは日本の将来のことを考えるという高い立場からいろいろな議論が出たんですから、いま言ったように、東大の教授、学長とか何とかいうのはどんなお考えなのか、私立大学の側の学長はどういうことを言っているか、財界の人たちもおもにどういふことを言っているか、校長会という会の代表、この人たちはどう言ったのか、残念ながら教員代表はいない、いないから言われぬけれども、いた人はどういふことを言ったのか。それをまとめたのは何と何という言ふ委員なのか、執筆してまとめたのはだれで、どの委員なのか、そういうことを言ってくれと言つていっているんですよ。

○政府委員(杉江清君) これは三十三年の答中でございまして、だいぶ前のごときでございます。当時、私はこのほうに關係しておりませんでした。で、そういうことは、どの委員がどういふ御発言をされたかという言ふことは承知いたしております。なお、またこの審議会においては非公開を原則にいたしております、そういう言ふ言ふ人の発言内容を公表するたてまえにもなっておりません。そのことの是非はありませうけれども、そういう言ふたてまえをとっておるわけでありませう。何ですか。外交上の秘密なら、こちもたまにはしり込みして、やめておこうという言ふ言ふこともございませうけれども、冗談言っちゃいかぬですよ。そのときの責任者はだれですか。一体そのときにそれに携わった局長という言ふのは、関係者と

いうのはいるでしょう。課長とか、いまの局長の中にもいるでしょう。大体答えられないというのは記録がないからですよ。記録がないなんというのは、文部省、そんなことはいへんですよ。だれが何言ったんということがわからぬようなことで、一体縛りつけるんではない、大学をいろいろ拘束するんではない。

○政府委員(杉江清君) 記録がございますけれども、そういった審議内容、特にどういふ人がどういふ発言をしたかということ、私は公表するしかたもあると思いますけれども、公表するということとまえたときに、審議内容がかなり制限されていくという実態がまた一面あるわけでありま。そういうふうなことを考えまして、この審議内容を具体的に公表しない、こういう立場をとっておるわけでありま。

○千葉千代世君 閣下して、国会の審議に必要だからと言つてこちらが要求した場合、これは拒むあはれないわけですね。中教審の審議の内容について、しかも詳しく個人的にだれが言ったという質問じゃなくて、財界方面ではどうかとか、学界方面ではどうかとか、こういうふうな概括的な意見を出してほしいと言ふならば、わかつているならば答えるべきだと思ふんですが。

○政府委員(杉江清君) 非公開ということでこの審議を続けておられますので、私はその点の判断は非常にむづかしい問題だと思つております。

○千葉千代世君 ちよと。それはおかしいと思ふんですが。その審議会でいろいろ話し合ったものが非公開の形式をとつておつた、しかしながら、それに関する法律が出て、そして必要だとやつて私どもが要求したら、これは拒むことはできないと思ふんですが、文部大臣、いかがでしょう。何の理由があつて拒むのですか。わからないならわからないで、わかる人を出せばいいのであつて、それを拒むという権限はないですよ。答えられないはずはないです。

○政府委員(杉江清君) これはいまの御要求に対してどうするかというところはもう少し法制的に吟味すべき問題だと思ひますけれども……。

○千葉千代世君 法制的に吟味すべき問題ではなくて、端的に聞いているのです。この委員会の審議に必要だという、私どもにこたへべきだという私どもの見解に対して、文部大臣はそれに対して、これは拒否するという態度なんですかということをお願いいたします。

○政府委員(杉江清君) 私も非公開を原則とした場合に、その審議内容を公表の御要求に応じて出すべきかどうかの判断は私にはいたしかねます。○國務大臣(中村梅吉君) いま聞きますと、審議会がこの議案を取り上げてスタートするときに、審議会のスタートにあつて、審議会の委員としては、この審議会は自由な意見の交換をしたいから、ついでには非公開にする、ここでお互いがだれが何を言つたということ、かえつてそのために遠慮があつて、言ふべきことを言わなくても困るからということの申し合はせが出てきているようです。ですから、その審議会が一つの方向をきめて、公表すべきものとされたものは、もちろん私も国会の御要求があれば資料として提出すべきであると思ひますが、委員のそういう自主的な意見もまた尊重しなければならぬと思ひますので、そういう点は私もここで率直にお答えしかねるような気持ちでおるわけでございます。

○小林武君 それは大臣あれですか、理屈からいつてこれはどうですか。たとえば、これが国益に非常に大影響を来す、たとえばこの間の日韓の段階で言わねくれといへば、これは少しも早く返してもらいたいという気持ちもここにあらから、あまりこれはやっちゃうくないなという気持ちになる。これはいいと思ふ。あるいは外交上の機密にわたる事項で、やはり言われたいということだつて、かなり見解の差はありますけれども、ぼくは全然ないと思ひます。ぼくは認めるべきものは認めるべきだと思ひます、立場を。しかし、教育をよくしようとする中教審の中に、人に言つて悪いようなことは何が一休あるのですか。

か。それをあなたが拒む法的根拠は一体どこにあるのですか、国会議員にも示さぬという根拠は。あつたら示してもらいたい。私は妙なことを言いたくないけれども、そんなことを言うのだったら、ぼくはこれからの審議は協力できませんよ。そんなばかなことを言うのだったら、いまの改正に。そんなものを一体中教審のあれにするなんというのはおかしいですよ。堂々と教育の問題に關しては所信を述べる人でなければだめですよ。おかしいよ、そんなこと。だから、ぼくはもう非常に不明朗な気持ちを持つています。いままで中教審の内部で——中教審というのは秘密会議なんです。秘密会議をやつて秘密にものをきめておつて出てくる。こんな一休ばかなことがありますが。日本の教育を一体そういう進め方をしようというのですか。なぜ一休こういうことを討論した、こういう意見が出た、国民の諸君はどうなんだというのをなぜやれないのですか。そういう私はとにかく理の立たぬようなことはだめです。ほかのことならば、外交上のこととか何とかいうならばまだ話がわかるけれども、それでもとにかく資料を要求すれば、きわめて大部分しか拒否できないのですよ。なぜ出ないのです。出ないというところに——大体出ないというのはいかにきまつていて、とにかくこの問題はすいぶん長い歴史のある問題だ。これについて各人の意見をそれぞれこへ出して下さい。時間がかかるならば私は次の人に質問を譲つて、出てくるまで待つてもよろしいですよ。中断させて引き延ばしてやつて、あいつ常習犯だなんて言われると困るから、そう言われると困るから、ぼくの質問はここでやめて——やめてでなくて中断しておいて、それが出てくるまでひとつお待ちする。そのかわり次の方にやつてもらつて、審議については取りこぼしのないように、私はそれを出さない間は次の質問はできない。理屈に合はぬ。

○政府委員(杉江清君) 実はこの審議の日程がございますけれども、これは十八回にわたつて審議が行なわれておまして、その間において担当長

時間になつて意見の交換が行なわれているわけでありま。まあある程度こんな意見があつたというふうなことは私は言えるかと思ひますけれども、具体的にどういふ発言がどういふ人からあつたというふうなことは、これはいま早急にまとめるというのには、私はきわめて、もしやるといふましてもきわめてむづかしい問題であるのでありまして、その点は御了承いただきたいと思ひます。

○小林武君 無責任ですよ。一体これはどの大事な仕事をやるのに、各界の意見はどういふ具体的な意見が出てきて、その意見に従つてわれわれはやつたというのでなかつたらだめではないでしょうか。文部大臣はさきから答えておるんだ。それらの人たちの建議答申にしたがつてやつておる、こつておるじゃないですか。なぜそれをわれわれのほうに明らかにできないのですか。われわれは先ほど言つておるとおり、大きな心配はあるけれども、いままで協力してきたのだ。宮城の教育大学のときだって、われわれ大いに不満であつたけれども、もしもこれをいつまで通さぬということになると大学教育全般に影響するのだから、つまらぬところに心配させるのも困るのだから、つらぬて涙をのんで賛成してやつた。それの次の次のたまたま、これはだんだんいろいろな心配ができてくるし、それからもつとぼくらが心配したのは、この問題でござつたが起つておるでしよう、各大学で。そういうことが日本の教育、教員養成系の大学の中のしこりになることだけはこれは事実ですよ。だから私はここで明らかにしておいて——きのう私は文部省の人たちうちの理事の皆さんも賛成してやりたいという気持ちを持つておるし、それから理事以下のものもそういうことについてはとにかく賛成していいと、こつておる。率直にわれわれの気持ちは言つておる。なぜここで一休発表できないのですか。発表できないというならばぼくの質問はこれ以上進められないから、出るまで待つて、こつておる。

せいと、こういうことでここずっと、半年ばかりは全部、だれそれがどういう発言をして、だれそれが反対意見を出したとか、そういうことは全部

あるかもしれませんが、こういう審議会をつくり
ますと、まず審議会に第一に議題について討議
をしますことは、この審議会はどういうふうな運

と思う、それを一番おそれる。だから、私はそのことについては絶対譲らないけれども、これは審議を中断させると、後のあれに響きますから、私

に委員長取り計らっていただきたいと思ひます。

○久保勘一君　ただいまの記録の問題ですが、案議會在非公開ということをきめて審議に入つてお

る、そういういきさつからいって、文部省として直ちにここで記録等を出せない、直ちに提出するということについては、やはりちゅうちょされるのではないかと私は思うのです。そこでどの程度のものでどういう形でお出し願うかということを含めて、この中教審のほうと文部省がこの休憩中に協議をなさって、再開しますまでの間に、どういふふうに出していただくか、この要望を申し上げます。

○委員長(二木謙吾君) 速記をとめて。

○委員(二木謙吾君) 速記を起して。

○小野明君 先ほど小林委員のほうから、なぜこの大学の基本問題、重要な基本問題に關することを變更しなければならぬのか、こういう点について質問があり、いろいろ御答弁がございましたが、その点の御答弁ではどうも私は納得しがたい点があるわけでありまして、この大臣の提案理由を見てみても、問題は第五項ですか、大臣の提案理由の第五項なんでありまして、次のように書いてあります。一国立大学の学芸学部は、現在教員養成を行なっておりますが、中央教育審議会の答申等においてこれらの学部の目的性格を明らかにし、一その整備充実をはかること、名称も教育大学、教育学部と改めることが要望されております。この趣旨に沿ひ、大学の意向をも尊重して、上記の大学、学部の名称を變更するものであります。一、こういふ一項があるものであります。

この提案理由に對しまして、先ほど御質問をされたのですけれども、私も一その整備充実という点については、もちろん異議はない。しかし、なぜあらためてこれらの学部の目的性格を明らかにしなければならぬのか、あるいは名称を變更しなければならぬのかという基本的な問題、重要な基本問題だと思ふのですが、これを變更しなければならぬという理由がどうも明確ではないと思ふのであります。この点をひとつ再度説明を願ひたい。

○政府委員(杉江清君) 学芸学部の目的、性格はあいまいであつたといふことは言えると思ひま

す。で、そのあいまいであつたということが大学の教科を行なう場合に、その教科課程の基礎といふものが必ずしも明らかでない。また、学生の側においても、何を学習するかというその目的が必ずしも明らかでない。そういう点が教育の効率を低下してきたという点が基本的にあると思ひます。実際問題として、そういう目的性格が明らかでありませんので、その教育課程のあるべき姿が明らかでない。したがって、教育組織のあるべき姿が明らかでないのであります。また、施設設備の基準等についても、かくあるべしといふことが必ずしも明らかになつてこないものであります。そういう實際的な問題もあつて、これは実態は教員養成を現実に進んでおられるのだから、その実態に合わせた名称に改めて、そうしてその学部の名称、性格を明らかにし、それに應じて各科目の整備、教育の整備、施設設備の整備、これもしたい、こういうのがこの名称変更のおもな目的であります。

○小野明君 どうも目的性格があいまいであつた、こういう御答弁では、またその施設設備を整えるとか、あるいは先ほどカリキュラムのあり方云々という御答弁があつた。しかし、いまの制度、学芸学部を置き、学芸大学を置くという制度、これはきわめて重要な私は発生源を持つていて、この制度です。したがって、そのいまの制度が起つてきたにはそれなりのきわめて重要な理由があるわけですね。新制大学をなぜ設置したか、あるいはどうして足つたかといふきわめて重要な理由がある。その当初にさかのぼつて、その目的に一体どう沿わなかつたのか、当時はどういう理由によつてこれが設置をされ、どういふ経過を踏んでおられるのか。だから、こういうふうに変えなければならぬという理由が私は述べられなければならないと思ふのです。そうしますといふと、いまの教員養成制度が設置された当初の事情、あるいはその理念とするもの、これはどのようになつておられるのか、それをひとつ説明を願ひたいと思ひ

ます。

○政府委員(杉江清君) 新学制発足当時におきまして、教員養成を行なう学部をどのように位置づけるか、具体的にはどの学部でこれを行なうかといふ点についてはいろいろ意見があつたのであります。当時における反省をいたしまして、かつての師範学校教育の欠陥を是正する、そういう点に重点を置かれて、また、そういう観点から教員の質として幅の広い一般教養が必要だ、そういう考え方が主になり、まあ一応幅の広い教育を行なう学芸学部といふところにおいて教員養成を行なつてよからう、こういうふうな判断が出てきたものと思ひます。ただこの場合も、じゃ全部が学芸学部で教員養成を實際に行なつていたかと言いますと、そうでなくして、かつての高等学校のあつたところにおいては教員養成は教育学部で行なつておつたのです。しかし、高等学校のなかつたところ、文理学部のないところでは教員養成を学芸学部で行なうとしたのであります。その場合に、学芸学部は詳細には承知していませんけれども、とにかく教員養成と同時に一般教養をここでやるのだ、こういうたてまえがとられた。だから、その専門課程においては教育学部においてもまた学芸学部においても、その実態としては教員養成が主になる。しかし、この教員養成と同時に一般教育をやるといふ点をあわせ考えまして、そして先ほど申し上げましたような師範学校教育に対する反省といふこともあつて学芸学部という名称が用いられた、このように私は承知いたしております。ところで、そういうふうな発想であつたと理解しておりますが、この学芸学部、だから教員養成だけで、教員養成のみをやるところでないという考えから、いわゆる学芸学部といふもの、学芸課程といふものが一般にあり得るという考え方が出されたのであります。現実にそういう課程も設けられました。しかし、その後この学芸学部の運用におきまして、学芸課程といふものはどうもどういふ性格のものかそれこそはっきり

しない面があり、その能率もよくなかつた、そういう点から順次学芸課程はなくなつてきたのであります。しかし、なお現在においてもごく一部に、ごくわずかな人数でこの学芸課程というのは構成されて教育が行なわれておる実態があるわけでありまして、そういうことから全体の目的、性格が實際にもあがつていない。制度といたしましては、そういう学芸課程といふものを本来含み得るものだという立場で整備することになると、これは教員養成といふ単一の目的じゃなくして、そのほかに学芸課程という、何かそれこそほんとうにわけのわからぬ、と私は思ふのでありますけれども、そういうものを含んだ全体の整備、充実といふことは非常に考えにくいのであります。そういうことが實際にはごくわずかな大学において、ごくわずかな部分においてしか行なわれておらないのであります。しかし、そういうことがあるために全体の整備、充実の基礎がおくれるといふことは、これは改善されたほうがいい、かように考えたわけでありまして、

○小野明君 どうも改めなければならぬという理由が、もうあなたのお話をお聞きしてあります。旧制師範教育が悪かつたからこれは改めなければならぬ、幅広い教育をやらなければならぬ、一般的な教育をやらなければならぬ、これからのことであつて、また整備、充実がおくれるから、こういうふうに行なわれるのですけれども、整備、充実がおくれるのはこれはあなたのお話で改めてやればよいわけですね。しかし、この新しい新制大学、教員養成制度が発足するについてはきわめて深刻な旧教育に対する反省、これが行なわれているわけでありまして、また、これから教員養成制度を新たに改めようといふわけですから、きわめて重大な教育改革になるわけですね。小林委員も言われておられるのが、どういった教師をつくらうとするのか、あるいはどういった人間を開発しようとするのか、きわめて重要な問題に立っているわけですね。ですから、いまの局

○政府委員（杉江清君）

たのは、そういう意味

したという意味がある

ないか、
こういう点か

で、同じ二つやちつて

第六部 文教委員

文教委員会會議錄第十一号

昭和四十一年三月三十一日
【参議院】

整えてもらったほうが

いうことは私も手

らく賛成した。この今

まで今度の改正に織り

日、夏言を受けて、この本

【卷一百一十五】

したので、私どもはそ

○委員長（二木謙吾君）

午前につき、

○小野明君 先ほど大

和に於て一オネのてま

1000

行制度の大学の中に持

の辺をまずお伺いをし

す。そして次に、教員

うな点からも、結局、

このとき、当時の

100

そのときに、しかしまあそういうふうな名称にして、かつての師範型教育の方向にいくということはどうかという意見もありましたけれども、しかし、教育大学、教育学部とすることについて、その強い反対はなかったと私は承知しております。で、それでは現実はどうするかということについては、これは先ほど、午前中にも申し上げましたように、かつて高等学校のあったところとなつたところではそのあり方が違ひ。高等学校のあったところにおいては、これは文理学部が設立され、そこでまあ文科、理科の両面にわたつて広い教養を授けるといふような教育も行なわれるわけでありまして。そういうものとの関連において教員養成の学部のあり方を考えたほうがよろしい。

そういうところにおいては、それは、それと文理学部と並んで教育学部というものでよろしい、しかし、かつて高等学校のなかったところ、文理学部のないところでは、これはその一般教養をどこでやるかといふは、この文理学部のあるところでは文理学部でやるのですけれども、しかし、文理学部のないところでは、ほかでやる適当な学部がないので、やはり教員養成をやる学部で一般教養を担当することが適当だ、実際の教官陣容等からいいますともそのほうがよろしいと、こういう判断に立つて教員養成をやる学部が一般教養を担当している。そういうところは、まあ文理学部のあるところの教育学部とは違つた性格を持つてゐる。それからまた一般教養を担当するのみならず、大体、文理学部のないところは、学部も少なく、まあ社会のいろいろな要求もあるから、ひとつ学芸課程というふうなものを考えてもいいじゃないか、そういうふうな考え方があつて、単に教員養成だけをやる学部でなく、他学部の一般教養もやり、あわせて地域のいろいろな要求にも応じ得るようなそういう性格の学部というものをつくつたらよろう、こういうふうな考え方になつて、教員養成は教育学部と学芸学部、この二本建てでやるようになった経緯はそういうことだと思ひます。そういう考え方をもちて充足した学

芸学部が、その後の実施にあつて、まあいろいろの問題を生じてきたという事情については午前中申し上げたとおりでございます。

○小野明君 それがですね、どういふ欠陥を生んでいるのかと、こういうまあ改革すべきの理由をいふのが私は若干足らぬように思ひます。若干ではあつた、根本的に足らないように思ひます。それと、いま御答弁の中に、この教育刷新委員会が教育大学でもよかつたんではないかと、こういう意向があつたというが、これは私誤りだと思ひます。と申しますのは、三十九年八月に出ておる、おたくが出しておるやつですね、文部省の。これはお説みになつていただいたと思ひますが、「戦後における高等教育の歩み」、これがいまの学制、いまの教員養成制度の基盤になつてゐるものだと思ひますが、これはいま説明になつておりました教育刷新委員会、これは二十四年から教育刷新審議会と改めておるわけなんです。この中に、この委員会はいろいろな仕事をしているわけですが、いまの私どもの教育の理念といふのは、何と申しましても教育基本法、これを第一にあげなければならぬと思ひます。この中の十ページに、この教育委員会のやつてきた重要な仕事に記録されているんですが、「教育の理念および教育基本法に関する第一回とし、三十五回に及んで教育に関する重要事項を内閣総理大臣に建議している。これらの建議をうけて、政府はその後、教育基本法の制定、学校教育法の公布などを始め一連の日本教育制度改革の措置を次々と打ち出し、今日の新学制の確立をもたらしたのであつた。」、こういうふうに記録してあるわけなんです。それで、「新制大学の発足」というところには次のように書かれております。「大学改組の課題の中で最も難題であつたのは、教員養成機関の処置であつた。新しい学制を真に効果あらしめるには、その中心となる教員が新しい教育の理念を理解し、その方法について習熟した者でなければならぬことはいふまでもない。教育刷新委員会はさきにこの問題を取り上げ検討していた。委

員会の討議は従来の師範教育を批判し、いわゆる師範型を打破し、今後の教員は教養が高く視野の広い人物でなければならぬとしたのであつた。

このため教員養成は原則として四年制大学でなされるべきで、師範大学とか教育大学とかを特設して孤立的な教育はしないほうがよいという意向であつた。」、こういうふうにはっきり書かれておるわけなんです。これがいまの文面にも間違いがないとすれば、これは新学制、教員養成制度に対する基本理念でなければならぬと思ひます。こういった基本的な観点から次のような措置がされてまいつておるんでしよう。「義務教育の教員養成のために各都道府県に置く国立大学に学芸学部か教育学部を設け、学芸学部だけを単科大学として独立させる場合はこれを学芸大学と呼ぶこととした。このような学部もしくは大学の基盤となるのは、師範学校と青年師範学校であるが」云々と、こうあるんですが、いすれにいたしまして、師範大学とか、教育大学とかを特設して孤立的な教育はしてはならぬのだ、こういうことにあると思ひます。これはもちろん先ほどから局長が何回か説明をされておりますけれども、旧師範型の教育を踏襲してはならぬ、あるいは広い一般的な教養を身につけなければならぬ。この三十三年の答申から言いますと、教員養成については開放的制度をこの際打ち立ててゐるわけです。これが再び目的、性格を明らかにしていく、いわゆる一連の名称改革に伴つて内容がついてくるわけなんです。この内容が大事なんですけれども、これは再び閉鎖的な制度という方向をたどることは明らかだと考えてゐるわけなんです。こういう戦後の学制改革の重要な基本的な考え方、これを今日の時点でいかなる理由で改めなければならぬのか、この点をひとつ明確にしてもらはないと、この法案の提案理由だけでは私は納得できないと思ひます。再度この点に關して御答弁をお願いしたいと思ひます。

○政府委員(杉江清君) 幅の広い一般的教育を重視するといふ点は、これは新制大学の共通の理念でありまして、そのことはその学部の目的、性格を明らかにすることによつて全然変化はきたさな

を高める、こういうふうな二つの養成を調和する
ような教育課程を組む、こういう観点で考えてい
るわけであります。だから、私は新しい教員養
成の学部が現に行なっておりますことも、いまの
ような師範型教育に復帰しようという傾向はない
し、また今後やろうとするのもその実体を変え
ようとする意図はないのであります。その点もし
具体的に御質問があれば具体的に御答えをいたし
たいと思います。

○小野明君 あなたは先ほどこの教育刷新委員会
の中に、教育大学でもよかったのではないかと
いう意向もあった、こう言われた。これは私先ほど読
み上げたものの中で、これは新制大学教育の理念
である、こういうふう言われているのですが、こ
れははっきりした新制大学の発足なり教員養成機
関の問題で結論を出しているわけですね。この中
に、「師範大学とか教育大学とかを特設して孤立
な教育はしないほうがよい」という意向であった。
と、こう書いてあるわけですよ。だからこの趣旨
に基づいてこの教員養成制度が定められた。そう
すると、これを従来の、いまのこの制度を改める
のには学芸大学で、いまの旧来から持ってきた制
度で欠陥はどういうところにあるのか、この点を
いまお聞きしておりますし、専門的な学力が低い
とか、あるいはその他初めの質問で御答弁になっ
たような目的、性格をはっきりして、施設設備を
充実していく、こういうふうな理由しかおっしゃ
らぬのですが、明確にこの学芸大学のいままでの
欠陥というものを列挙してもらいたい。

○政府委員(杉江清君) 学芸学部については、そ
の目的、性格はいいまいなものがあつたという点
は繰り返して申し上げたところであります。では、
その結果どういふ欠陥が生じたかといふことは、
まず第一に、私は大学の教育を行なう側におい
て、どういふ人間をつくらうとするのか、そうい
う教育的な指向というものがはっきりしてなかっ
た。そういう点からいろいろ教育内容、教育方法
にも反省すべき点があつた。同時に生徒の側にお
いても、この学部で一体何を学び、自分は何にな

ろうとするのか、どういふ教育を受けているのか
という、そういう意識が薄弱である傾向があつ
た。そのことが、そうして大学側のそういう意識
とその二つが、私はもうはっきり言うならば、で
も、しか先生をつくる少なくとも一因をなして
おつたと思います。それが第一点でございます。そ
れから第二点としては、これはもつと現実的な立
場、それはそういう目的、性格があまりいまいにな
つておるから、ほかの学部で一般的に考えられて
いる教育課程の基準というものがはっきりしない。
当然つくらるべき設置基準もほかの学部と同じよ
うにはつくられていない。非常に変則的な事態に
なつており、いわば学部の中の特殊部落的存在に
なつてきた。ほかの学部でやられているようなや
り方がやられていないのですから、そのことが特
殊部落的な印象を与え、同時に、教官組織、そ
うして施設設備、そういうものも整備の根拠が薄
弱になつてくる。現に予算折衝等に当たつて、教
官組織の整備を要求してもなかなか定員がとれな
い。施設設備の充実をはかることもその基礎
が薄弱であるといふことになかなか進まない。そ
ういふ現実の困難があつたのであります。私は現
在の弊害という点は、大きく言つて以上のとお
りだと思ひます。

○小野明君 大学教育を行なう側において教育的
な指向が明らかでない、これは一体どういふこと
なんです。もう少し詳しく説明をしてもらわな
ければならぬが、教育的な指向の基盤となるのは
もちろん教育基本法に明示されております。それ
からいふ一つの点、二つ目の理由で学生に目的意
識が明らかでない、これはそれでは目的意識を
持たなければいけません。戦後の教育改革とい
うのはその点を開放的の制度に改めたといふの
は、そういうところに趣旨があるわけですから
ね。この二点だけでは私はどうもいまの説明で
は納得できない。再度答弁をお願いしたい。

○政府委員(杉江清君) 大学にその教育に対する
指向が必ずしもはっきりしなかつたと申し上げる
のは、具体的に申し上げまして、結局、学芸課程

というふうなものがあつたわけですね。また、ことに
発足当時にはそういう構想があつたわけですね。た
だ学部全体の性格としては、これは一体そういう
学部ではどういふ教育をすべきか、どういふ人間
をつくるべきかという、その教育的な目的といふ
ものがはっきりしていないといふことは私は言え
ると思うのです。だから、ことにやはり教員養成
部の最大の任務は小中の先生をつくることだと思
ひます。その小中の先生を自分のところが責任を
持つてやるのだと、こういう意識が非常に稀薄に
なつてきた。だから、現実に入つてきた生徒が教
職の単位を取らなくて、そうして学芸学士として
出ていくような事例もあつたわけでありまして。そ
ういふふうなことは私は教育的にはマイナスだ
と思ひます。また、学生の側からいへば、いま
思ひます。ほかの学部へ行けないからこちへ入つてき
て、ほかの職がなければ教員にでもなるやうとい
ふような考え方を誘発するような考え方が学芸学
部にはあるといふのであります。それが多く
だとは決して言いません。しかし、そこは必ずし
も教員養成をやるところではない。学芸課程とい
うものがあるのだ、学芸学士として出ていける
だ、こういうふうな考え方は私は学部のあり方、
教育のあり方として必ずしも適當なことではない
と思ひます。これはだから、いわゆるかつての師
範学校のようなタイプになるのじゃないかとい
ふような御質問がそこから出るのですけれども、し
かし、それといふ申し上げたのと違ふと思うので
す。それは私繰り返して申し上げますけれども、工
学部においては工学の研究と工業技術者の養成、そ
ういふ面にその学部の目的、性格があるのであ
ります。卒業した者が、これは工業界に出よう、と
あるいは学校の先生になろうと別な方面へ行こう
とこれは自由であります。しかし、学校の教育は
そういうふうな目的、性格をはっきりさせてござ
います。これは経済学部でもそうでありまして、
医学部でもそうであります。だから、教員養成を
やるところは教育者を養成するのだといふ性格を
明らかにして、そういう教育をやる。生徒の多く

もそういう目的で入つてきて勉強する。これがや
はり学部のあり方としてすなわち当然のこと
だと思ひます。ただし、そのことからすぐ
かつて師範学校で就職を指定していたやうな、そ
ういふ考え方を取り入れようとするのは毛頭考
えていないのであります。で、そういうふうな意
味において私は目的、性格を明らかにするとい
ふことは、学部の基本的なあり方として当然必要な
ことであり、望ましいことだと、こう考えており
ます。

○小野明君 これはやっぱりあなたがどういふ
うに言われても、いまの説明を聞きますと、学制
改革の意義を、新制大学の意義を全く否定し去る
といふ、否定し去つてしまふといふ基本的な問題
だと思ふんです。で、私は教育的な指向、いわ
ば職業意識、これは戦前の師範学校であればき
めて明確であつた。これを大学が持ち、あるいは
学生が持つ、そのことがはたしてよい教師をつ
くるのか、あるいは一般的な広い教養を積ませる
といふ大学の自由な雰囲気の中でこそほんとうの教
育が生まれ、次代をになう国民の、子弟のいい教
育ができるのかといふのは、さきで大きな基本
的な考え方の分かれ道があるところだ。たと私は
思ふわけですね。その点がこの職業意識を持たせ、
あるいは学生にも、大学側にもそういう改変を
行なうことが適切である。そういうふうに変えな
ければならぬという理由をいま一度、再度、私は
お尋ねをしてみたいと思ひます。

○政府委員(杉江清君) 先生がおっしゃる御懸念
は、結局、専門課程における教育の仕方だと思
うのです。で、その教育の内容が何か非常に技術
的なものを尊重して、人間性の涵養とか、それか
ら必要とされる知識、技能の基本的なものを教
えるといふやうなことではないならば、おっしゃる
ような結果になると思ひます。しかし、いま目的、
性格を明らかにしても、たとえば教員になる、教
育者養成といふ目的、性格を明らかにしても、そ
の教育はあくまで大学として一般教育を重んじ、
基礎的なものを重視する、こういうふうな立場に

立って教育を行なうのでありますから、そのおっしゃるような心配は私はないと思います。もう少し言いますならば、それはすべての学部を通じて私はそうだと思うのです。繰り返しますけれども、医学部、工学部における教育を見ても、それは目的、性格を明らかにしている。しかし、そこではすぐに役立つ教育を必ずしもやっておられないで、医学部はあれだけの年限をかけてもインターンというものを要求しておる。その上で、実際に立つ医師を養成している。工学部だって、すぐに現場へ行って一人前の仕事ができるということには必ずしもならない。教育だとして私は基本的には同じだと思ふ。要するに、目的、性格を明らかにするということは、非常に技術的な職人教育をするということとは私はイコールではない、非常に違うもの、異なるんだということを申し上げたいと思ふ。

○小野明君 いまの問題は、職人を、子供を教える職人をつくっていくようなことを考えないのだ、こういうふうには言われまじけれども、いま説明を聞いておきますと、医学部あるいは工学部のように目的、性格をはっきりするのだ、これは医学部、工学部はそれぞれ専門的なものです。しかし、教育というのはそれとはまた違った範疇にあるわけですよ。それと同じ免許制度をもって教育学の面についても教師の面についても考えていかなければならぬ。どういうふうな説明をされようとしても、やはり教育上の職人をつくっていくという感じをぬぐうことはできない。それを申し上げて次の質問に移っていきなさいと思ふのです。

この大臣の提案理由の中で、この第五のところですが、「名称も教育大学、教育学部と改めることが要望されております。この趣旨に沿ひ、大学の意向をも尊重して、このように書かれておるわけですね。説明されております。この大学の意向、その中では幾つですか、五学芸大学と、それから二十二国立大学の学芸学部になっておりますが、この「大学の意向をも尊重して」というのはどういう経過あるいは結果を見ておるわけですか、それをひとつ伺いたいと思ふ。

○政府委員(杉江清君) この名称変更の問題は、前からそういう必要があるのではないかと、このとが各方面から言われておったのであります。文部省としてこの問題を正式に取り上げ、皆さんに御相談してまいりましたのは、おおよそ一年少し前からでございます。昭和四十一年の初めの国会で、教員養成学部を大いに整備充実したいのだが、やはりその基礎を固める必要があるのだ、やはり学芸学部という名称も変えたらどうか、こういうふうなことを学長及び学部長さんの会議でもお話しし、また、教育大学協会の会合でもそういうことを申し上げ、それからまた教員養成学部の全般的な整備のために、特にブロック代表の方にお集まりいただいた回数会議を重ねておりますが、そういうところでもそういう問題を御相談申し上げてきたのであります。しかし、私もはこの問題はやはり御納得いただいて、その上で実施したい、何か私のほうで押しつけるようなことはしたくないということ、そういう態度でずっと御相談してきたのであります。そこで、一年間にわたつていろいろ考えていただいたのであります。その結果、各大学において正式の機関にかけて御決定いただいたものについて今回措置している、こういうことでございます。

○委員長(二木謙吾君) この際、都合により暫時休憩いたします。再開は本会議終了後の予定であります。

午後二時五十八分休憩

午後六時五十一分開会

○委員長(二木謙吾君) これより委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。

質疑のある方は順次御発言を願います。なお、政府側より中村文部大臣、杉江大学学術局長が出席しておられます。

○小野明君 休憩前に、大臣がおられませんでしたけれども、具体的な問題に入りまして局長に質問をしていのですが、この内容は大臣の提案理由の中に「大学の意向をも尊重して」と、こういう一行が入っているわけですね。ということは、まあ私も普通に受け取っているんですが、やはり各大学の教授会等も、そういった先ほど局長の答弁の中にもありました、いままでの学芸大学では教育的な指向というものが、あるいは学生に目的意識がない、こういうことから反省を持つて、そして局長並びに文部省の提案に対して賛成をしてきたと、こういった経過をお尋ねをしていくわけなんです。それで私はこの学生に目的意識がないなとかいうことは、これはもうさだかと思うんです。これは入学するときから意識を持ってくるわけですね。これはまことに矛盾しているわけですね。答弁がね、それはおきまして、それだけのあなたのほうの諮問に対して——諮問が勧誘か何か知りませんが、それだけの大学の反応といえますか、どういふものを示したのか、それをひとつ御答弁を願いたいと思ふ。

○政府委員(杉江清君) 最後には、今回、名称変更をお願いしている大学につきましては御賛成いただいたのであります。経過においてはいろいろな御意見が出ておりました。やはりその御意見ないし御心配の大きなものは、何か教育内容までも国で統制されるんじゃないか、またきわめて狭い視野の人間をつくるんじゃないか、あるいはその学部の教官組織その他において、現にある教育学部、これは一般に規模は小さいのです。教官組織も少ないのですが、むしろそういう現にある教育学部のように弱小化されるのではないかと、そういうふうな御意見ないし御心配がおもなるものでした。しかし、私どもが、いや、そうじゃないんだ、こういう目的、性格を明らかにすることによって私どもは教官組織も大いに整備するのだ、実は具体的にこういう計画を持っている、施設設備もこれに應じて今後大いにやるつもりでいるのだということを申し上げ、そういった私どもの気持ち

も御理解いただいたと思ふます。それから、かねてから議論されてきたことでありますし、筋としてやはりそう考えたほうがよろう、こういうふうな御納得いただいたわけでありまして、もちろん最初から、一年前の御相談したときからすでに、教授は、これは当然そうすべきだ、こういうことで、御賛成の意思を表明された大学もあるわけでありまして、その後、いまのような御疑問を持たれる方もありまして、それの方々ともお話をしてお話させていただいたわけでございます。

○小野明君 最終的には賛成をしたがと、こういうことなんです。まあ一年がかりで説得された、こういうことに伺えるわけなんです。この五大学、二十二学部ですが、これにやはり残っているものがありますね。残っているのはそれぞれどういふ理由をあげられておるのか、それをひとつ説明をいただきたいと思ふ。

○政府委員(杉江清君) 秋田大学におきましては、やはり学芸学部の当初の構想である、いろいろな地域の要請にも応ずるというふうなねらい、あるいは幅の広い人間を育成するというふうな本来の意味から、そういうものがやはり名前を変えることによってなくなるといふことが、やはり原理的な意味において心配だと、こういう立場をとっておられると思ふます。それから大阪学芸大学については、これはまあかつての師範学校教育に変えられていくのじゃないか、そういう心配がおもなものであります。ただ、もうと端的に、長く使いたれた名前だから、まあいままう変える必要はないから、こういう御意見もあつたように聞いております。それから先ほど私が申し上げましたような、教育学部になってかえって弱小化されるのじゃないか、こういうふうな御疑問もあつたと思ふます。それから東京学芸大学につきましては、これは基本的には御賛成であります。ただ、したがって、学部の名前を変えることは御賛成になつたわけでありまして、大学の名前につきましては、これは東京教育大学が別にありますので、どうもいい名前がない、今後検討するからし

ばらく待ってもらいたい、こういうふうなことで、その三つの大学については一部ないし全部をそのまゝにしてあるわけでございます。

○鈴木力君 関連。いまの名称のところで——名称というが、大学との関係についてのところでちょっと関連してお伺いしたいのですけれども、最初は反対もあったけれども、結果的には全部賛成してもらったという局長のいまの御答弁ですね。それで、この種の問題は大学の名称なり大学の行き方なり、それらのものについては説得して変えさせるという筋のものか、そういうことをたてまゝとしているのか、あるいは教員養成の目的なら目的、まあこれに対する考え方は別としても、具体的な行き方については大学に求めるというのが正しい大学のあり方なのかですね、その辺のお考え方をひとつ伺いたいと思います。

それで、時間の節約上ずっと並べて申し上げますから。もう一つは、去年の六月か——たぶん六月だったと思うのですが、国立大学の学芸学部長会議の名において——たぶん会長が横浜国立大学の学芸学部長だと思ふのですが、その学芸学部長会議で検討した結果、一律に名称を変更させることは望ましくないという意見書を文部省に出したというのを聞いていますけれども、この辺のいきさつについても説明をしていただきたいと思います。それからもう一つ、文部省の説得の態度について、これは朝日ジャーナルに出ておるんですけれども、秋田大学を教育学部に変更させようとする説得の過程で、秋田大学はほか他の学部を、特に養護教諭の養成所とか、もう一つは文理学部で、理科と数学で、それを増設をしたいという申請をしておいた。そのときに、文部省の指導でこの名称を変える、学芸学部を教育学部に変えるというこの説得に従えば養護教諭の養成所の設置は認められけれども、いいけれども、従わなければ認めにくいと答えた、文部省が。そういう筋の事が出てくるのでありますけれども、こういう説得のしかたをどの程度にした

のか、その辺のいきさつも伺いたいと思うんです。

○政府委員(杉江清君) この名称変更の問題は、私も何か押しつけるというふうな形でなく、御納得をいただくというふうな基本的な態度で御相談してまいりましたのであります。で、単に名称の問題だけでなく、教員養成学部の全面的な整備の一環として、こういうふうにしたらどうですかということをお願いしてきたわけでありまして。それから、学芸学部長会議において意見書を出されたことはございまして。そのときに、学芸学部にはこういうふうな経緯と特色があるんだから、ひとつ学芸学部という名前はそのまゝ維持することがよろう、こういうふうな御意見も出ておったのであります。しかし、その後お話し合いを、まあ私どものお話し合いもあり、だんだん、そのほうがよろう、そういうふうな御了解いただいたわけでありまして。それから、説得の際にあたって、何か具体的な予算折衝との関連で、こうしなごやらぬというふうな、そういう関連でこの名称の問題を考えたつもりはございません。ただ、そういうふうな全然ないという申し上げるのも、あるいはそう申し上げることは多少御疑問がある。といひますのは、たとえば理科教員養成課程とか、数学教員養成課程というものを設けるというふうなことをいたします場合には、その小中それぞれの課程がどういふ教官組織であるべきか、それで学部の全体のねらいはどうか、その中でどういふふうなそれらが位置づけられるかということも十分吟味する必要があるわけでありまして、学芸課程というものがあるのにならぬというふうな状況で、また、高等学校の理科教員養成課程をつくるということはこれは適当でない、そういう判断はあるわけでございます。それらの問題は、それぞれの御要求の項目によってその関連の出るものもあれば出ないものもあるわけですが、そういう関連のある部分もございまして。

○鈴木力君 ちょっと重ねてもう一回。あとはあとの機会に申し上げますが、そうすると、こう理解していいですか。いまの局長の御答弁の意味は、学芸学部長会議の意見書が出た、それは学芸学部というあり方が今日の制度として必要である、これは学者としての意見ですね。学芸学部長というのは学者ですから、そういう立場からの意見が出た、しかしそのあとに、いろいろ説得をして、結果的には——説得ということばがいろいろ言われたが、納得してもらったということばを使うんでありますけれども、結局、文部省のほうから教育学部をせよと、そういう態度であり、学芸学部のほうはいやだという態度で始まったのが、最後は教育学部にするということになって納得してもらった、こういうことですね。関係からいいますと。それからもう一つ確認をしておいて、あとの御質問のときにまた伺いたいのですけれども、もう一つは、この説得をいたします場合に、単なる名称の変更だけではなしに、いま聞いたところによりますと、教員養成大学としての全面的な整備の一環としてやるということに納得をしてもらったと確認してよろしうございまして。

○政府委員(杉江清君) 各大学における学芸学部長さんとお話ししてきましたが、学芸学部長会議として一応消極的な御意見を出されました。ただ、そのときにすら、すでにその御意見に従わずに、別途名前を変更すべきだという意思決定をされ、私どもはほうに要望されておる大学もあったのであります。

○鈴木力君 私が聞いているのは、一人、二人がどういふ意見があったかということをお願いしているんじやありませんから、学芸学部の部長会議として申し入れたというのを確認すれば、その過程においては意見がたぶんあったというところはわかります。だが、そのうちの何人がそういう意見であったかということは議論の対象になりませんから、それを聞いていないんじやありません。

○政府委員(杉江清君) 学芸学部長の会議でもそういう申し入れがあり、その後御納得いただいた

ということは、大勢としてはそのとおりでございます。それから、いろいろお話し合いを続けます。それに、学芸学部の全般的な整備の一環としてやうり名称もお考えいただいたほうがどうかと、こういうふうな発想で御相談してきたことも事実でございます。

○小林武君 関連でちょっと。さっきの話は——さっきというのは食事の話だということ、だいぶ話がかみ合わなくて困ったから、一つずつきめていくことにしましょう。そこで、全面的整備というものはどういふ内容なんですか、全面的整備。この全面的整備が学部長会議をして納得されたとしたら、このことをもっと具体的に話してください。

○政府委員(杉江清君) 全面的整備と申し上げるおもなるものは、学科目の整備と、教官組織の整備充実、具体的に言えば教官増でございます。それから施設設備の整備と、こう考えております。

○小林武君 その場合、学科目はどういふふうな充実されるわけですか、教官は一体どういふふうな増されるわけですか。

○政府委員(杉江清君) まず、その全面的な整備のうち最も重要な、最も緊要を要するものとして、私どもは学科目の整備、教官組織の整備充実という点を取り上げたのであります。そうして各大学とお話しした具体的整備計画を固め、昭和四十一年度予算におきましても、全体として百六十二名だと思ひますが、教官増をしております。その中で定員増を伴わない教官増が六十名になっております。こういうふうな教官増はかつてなかったことであります。いままでの例を見ましても、大体多いときで四十名程度の増になつておるので、こういうふうな大幅な教官増はなされたことがございません。しかも、この志願者急増期間において収容力をふやさなければならぬ。そこに重点を置かなきゃならぬ時期に、学生定員増を伴わない教官増を実現することは非常にむづかしかったのであります。そのような教官増の実現を見ているわけでございます。

○小林武君 それでわかった。ちょっとあなたにお尋ねしたいのだが、教官増をやったという事は具体的にわかった。それは学科目整備と関係があるんじゃないか、学科目整備というのはどういうことなのか。

○政府委員(杉江清君) たとえば……

○小林武君 たとえばじゃだめなんですよ。学科目整備というものはどういふことをやったのか、大事なことなんだよ、あんたこれは。

○政府委員(杉江清君) 学科目整備といふのは、学科目のあるべき姿を考えて、そうして不足している学科を設ける。それは具体的に先ほど教育職員養成審議会から御答申いただきました教育課程の基準を基礎にして、そうして各大学と話をし、その不足分を補ってきただけでございます。各大学ごとにその点をお話し合いによって学科目を新しく設けたわけでございます。

○小林武君 あなたの説明、そこがどうも説得力がないんですよ。一つの問題を申し上げると、いまの学科目整備というのは、たとえば先ほどよくも問題にしたんだが、どんな答申をしたのかということを言ってるんだが、どんな権限があり、どんな答申をやったか、教員のあれについて、そのことについてあとではやはりやり直すけれども、それがあって、それに合わせた学科目の整備というのはいくどいふことなのか、あるべき姿というのはいくどいふことなのか、あるべき姿ことだけれども、あるべき姿というのはどういふことなのか。学問のあるべき姿というのは学科目とはだいぶ違いますよ。だから、そんなことじゃなしに、学科目の整備というのはいくどいふことを具体的に言うのか、そうして学科目の整備と定員の関係については何かはつきりした関係があるのじゃないか。やたら人をふやしちやたら、それもおかしな話だ。だから、そこらのところを言いなさいと、こう言っているのだ。

○政府委員(杉江清君) たとえば……

○小林武君 たとえばではだめだと、たとえばな

んというところでなくて、教育大学というのは大体同じことなんだから、たとえばなんというところじゃなくて、かくかくに学科目の整備をやりまうと……

○政府委員(杉江清君) 私どもは基本的には先ほど申し上げた教育課程の基準が答申になっておる、それに基づいて各大学が学生定員に応じて、自分の大学ではこういう学科目を整備して、こういうふうな教育組織の充実をはかる、こういう計画を各大学で立ててになるわけであります。で、その計画に沿って私どもは、じゃ、明年度はこの部分を増強しよう、こういうことで具体的に計画を立てるわけであります。

○小林武君 それでは東京学芸大学の例をとっておっしゃってください。それからそれと異なるような特殊な例も違ふものがあったら、その大学、青森の何とか、岩手の何とかというやういにして言って、その特徴点のあるやつを例をあげなければだめですよ、そんな説明では。

○政府委員(杉江清君) 課長からその点御説明申し上げます。

○説明員(安養寺重夫君) 国立大学の教員養成学部の手算の措置といたしまして学科目を新規に立てる、あるいはすでにあります学科目の欠けた部分を充てんするというような整備をはかる、こういうような二つの新設または整備、こういう方法をもちまして教官の組織を充実していくわけでございます。先般、教育職員養成審議会から、教員養成の大学の望ましい教育課程の基準というワケ組みを大臣あて建議いただきました。その建議の骨子を盛り込みまして、その教育が十分達成されるには、どういふことを構想として考えればいいのかというようなことを、われわれ事務局といたしましては検討したわけでございます。かつ、主として国立の教員養成の学部で構成いたしております日本教育大学協会という研究団体がございまして、そこからもいろいろと文部省に対して積極的な御発言、要望等がございまして、そういうもの

のをあわせてわれわれのほうでしんしゃくをいたしまして、当面四、五年間において教員養成の学部を相当大幅に充足をいたしたいというやうな、学科目並びに教官の定員面からの手算の計画を考えたわけでございます。ただいまお話になっております東京学芸大学をはじめ、この計画は四十六の関係の大学なり学部すべてについて、われわれといたしましては最小限できるだけ早い機会に、この程度の充足をはかりたいというやうな目標であるというやうに考えているわけでござい

ます。当面この整備の計画の対象といたしましては、小学校の教員養成をやるコースがござい

ます。あわせて中学校の各科の教員の養成のコースがござい

のために東京学芸大学から十二名の教官定数を減をしていただくというやうなお話にまともったわけでございます。いわば教員養成の学部全体の計画のために、東京学芸大学からそういうことをしていただくという形にはなっているわけでござい

ます。ただし、これはあくまで小中学校の教員養成のコースの問題でございまして、来年度の予算の中にもございまして、研究施設の増とか、そういうものを含めて、全体的には東京学芸大学の講座計画というものは増というやうな計画を持ってるわけでござい

ます。

○小林武君 御説明いただいているけれども、ぼくの聞いていることと食い違ふのだ。ぼくの言うのは、少し具体的に言ってもらいたいのだ。たとえば中教審なりその他のあれがどういふ答申をして、あなたのいらっしゃる数字をもって言えば、りっぱな教員を養成するためにどういふ学科目を整備するのか、その学科目の整備ということがどういふ意義があるのか、どういふことなのか、そのことをまず明らかにしてもらいたい。東京教育大学ばかりじゃない。ぼくもいまここに表を持ってるのだけれども、どこの大学でも大体似たり寄ったりだが、これを見ても、整備というのはいくどいふことなのか、どういふやうに整備するのか、それと定員増というのはいくどいふ関係があるのかと、この順序を追って言ってもらわないとさっぱりわからぬのだ。

○説明員(安養寺重夫君) 四十一年の六月に、教育職員養成審議会から、小学校及び中学校の教員養成をやるに当たっての望ましい教育課程の基準というものの建議を大臣がいただいたわけでござい

に、専門教育科目のうちの教科に関するもの、あるいは教育学、心理学等に関するものというように類型の大かたが単位の配当ということの比率によって出ておるわけでございます。その後、文部省は、そこに構想されました専門教育科目の履修並びにその履修を意図するための開設の量並びに各学科科目ごとに教授、助教授という形で、主要な学科目を新設するなり整備をするというふうなことで、そういうものを考え合わせまして、全体の計画を立てたわけでございます。再々お尋ねの学科目の整備と申すのは、予算の要求の方法論といたしまして、これは前からでございますが、ない学科目を立てるときに、学科目の新設と申し、あるいは学科目の欠損部分を補てんをする、あるいはその他に整備をするというふうな場合に、総称いたしまして学科目の整備という、こういう表現をとってゐるわけでございます。今回の教員養成学部の整備充実計画というものは、そういう新設なり、整備の方法論をもちまして、全体的に学科目を増強していきこう、教官の組織と申すか、そういうものの系列を固めていきこう、強くしていこうというふうな計画であるわけでございます。

○小林武君 一つだけ最後にお尋ねしておきますが、そうすると、大学では、文部省が、何でもか、その教員の養成の審議会みたいなもの、あるいは中教審等から出された案によって、このようなものをとにかく履修することが、よい教員になるのだ、そのためにはどの学科を新設し、教科目を新設し、学科目を新設し、どの学科目を整備するのだと、こういうことをおやりになったということなんです。そういうところがよろしいと、こう言ったと、こういうわけですか。

○説明員(安養寺重夫君) 私のほうで案も立てましたし、また、日本教育大学協会という専門の団体からいろいろと意見を聴取いたしました。大体こういうことでよろうという成案を得た結果に基づいたものでございます。

○小林武君 それをあなたが受けて一ぱくの言ったとおりでいいですね。ここで一言だけ言っておきます。あとで伺いますが、大臣に聞いておきます。大臣も科学技術の論争ではそれぞれ科学技術庁との間でやっていることだから、これとは全く一応の御理解をいただいている。大学というところが、大学の教授が、学校がよその団体からこのような内容の、このような学科目によってこれを履修すればこうなるのだ、その内容を整備するのはこうやるのだ、新設はこうだというふうなことをやることは、私たちは少なくとももう一ぺん師範学校にいくのじゃないかというふうな疑いの一つになってゐる。そういうものでは大学はないと思う。大学というものは、一体どういうところに大学の権威があるのか。大学の自治、自主というものは、大学がやってなことをやるというふうではなくて、みずから自分の学問をだれの拘束も受けないで、そうして自由にやるということが大学の特権なんだ、これが大学の自治の根本的な考えだと思ふ、簡単に言えば、それと一体これとはどういふことになるのかというのをひとつお考え置き願ひたいと思う。あとで議論します。

○政府委員(杉江清君) 大臣がお答えになる前にちょっと御説明したのでありますけれども、各学部ともそれぞれ設置基準要綱というものをこれはつくられて、あるべき教育課程の基準、教官組織の基準が示されているわけであります。それによって各学部は学科目を新設するなり、教官組織の足りないところを補う、こういう計画を立てておられるわけであります。ただ、今日これにどういふと申すか、そういうものに適合するということとを要求してはいないの、もしその基準よりも変わったところをこらさるというところは、それなりに十分お話し合いの上考えていくことにしているの、あります。基本的にはほかの学部でもみなそういうことをいたしておるのであります。むしろ、そういうふうなあるべき学科目、あるいは講座の基準というものが、そうしてまた、したがって、教官組織の基準というものがいままで示されてなかったところに、学芸学部ないしは教育

学部のむしろ特色があった。それを他学部並みに私も考えて整備していこうというのが今回の方針にしているわけであります。

○小林武君 あなたはそういうなら、ひとつ議論をするのに考えておいてください。そこで、やっぱり大学は二元的になっております。日本の場合には、それは学科目の大学、いわゆる新制大学のうちの、高等学校とか、師範学校等から昇格した大学はみなそうです。そういう大学と講座制をとっている大学、その二つの二元的な存在が日本の学問の中で、大学の中でどういふ動きをしているかというところは、少なくともあなたたちも専門家だから知っているだろうし、文部大臣だって御承知だと思ふ。われわれはそういう問題も議論したい、これから。そういうことを承知しながら言っているところ、あなたたちの言うことはますますわからなくなってくる。私はもしも学者という名前についている人たちが、いまのようなことで学問の自由ということ、あるいは旧制の師範学校に戻るといふことは学問の自由ということにつながる問題なんです。学問というものを、もつと大事にするような人間が日本の教育をやらなければならぬという観点に立つて、いまの教員養成というものが行なわれている。それについて完壁でないからいろいろなことを補強するといふことは、これはけつこうだけれども、根本をゆるがすようないろいろな手当というものは、ぼくは大問題だから反対している。そういうやり方を議論するといふことになる、根本的な問題に触れていかなければならぬけれども、そのことを議論しているのではない。ぼくは関連で聞いているのだから。あなたたちはそう言っているわけだけれども、これからの議論の中でそういう問題に触れますから、そう簡単には、あなたたちの説明くらいでは納得しません。答弁は要らない。

○小野明君 どうも先ほどからお聞きしてあります、最終的には賛成をしたがと、こういうことを答弁をされておるわけなんです。各大学の心配というものは、いま局長が言われておるように、

教育内容までも統制するのではない、あるいは狭い視野のみにとどまってしまうのではない、という心配がされておるという点も答弁されておるわけなんです。いま一つ、私はいま鈴木委員のほうから出された学芸学部長協議会の申し入れ書、こういうものがどういふ内容のものか、これをひとつ明らかにしてもらいたいと思ひます。

○政府委員(杉江清君) いまその資料を手元に持っておりますが、私の記憶しているところでは、学芸学部は、本来、文理学部のような学部のないところに設けられているので、その地域にはいるんな要求がある、そういう地域に要求にこたへるために学芸学部というあり方がいふんだと、まあそういうふうな観点が主になっておると私は記憶いたしております。

○小野明君 非常にまあ不満ですがね。地域には地域的な要求があるから学芸学部がいいと、たったこれだけの、少なくとも学芸学部長協議会ですか、これが申し入れるのに、たったそれだけの理由と申すのはちょっとやはりごまかしがひど過ぎると思ふのです。もっと資料はないですかね。

○政府委員(杉江清君) いまその点電話で問い合わせせておりますから、後ほど具体的に御説明申し上げます。

○小野明君 そうしますと、先ほど各大学が一年間かかってあなたのほうのいわゆる説得を消化をした、こういうお話を伺っておるんですが、その消化をする際に、学科目の整備あるいは教員組織の整備、こういう内容に於いてあなたが説得をした、承認をしてもいいましたと、こういうふうには言われましたね。そうですか。

○政府委員(杉江清君) 基本的ななにかまへについて申し上げたわけでありまして、現実には教員養成学部においては教官組織も貧弱だ、設けるべき学科目も十分に設けられていない、施設設備が貧弱だ、これはひとつ全面的に整備していきたいんだ、その一つとしてやはり名前も実態をあらわすように変えることが適当ではないか、こういうふうな全

体的なままに申し上げ、そして最終的に御了解いただいたわけであります。

○小野明君 それはどういふことですか。絵にかいたもちを各大学に見せて、こういうふうにあるぞ、そうしたら納得してもらった、まるでちょっと子供だましみたいな、おれわれだつたらそれはだまされぬのがね。学芸大学のそれでは責任者といふか、教授会も少しそれではやはり甘過ぎるに思ふんですが、それともあなただけでは、提案されておるのは名称の変更だけでは、具体的にその教員養成大学については設置基準をどうすると、こういう腹案をお持ちなんではないですか、どうですか。

○政府委員(杉江清君) 設置基準はたゞいま審議されておられ、まだ最終的にはきまつておりません。ただ設置基準というのは、国公私立を通じて設置基準を上回った整備をするわけでありまして、そういう国立大学の教員養成学部のある方というについては先ほど課長からも言いましたように、教育大学協会あたりの御意見もある、それからその背景をなします教育過程の基準については御答申いただいているわけです。そういうものをとにして、私どもは現在の教員組織を考へていくと、おおよそ私どもの計算では四百名程度は数年のうちに整備しなきゃならぬ、こういうふうな数字も出てまいるであろう、そういうふうな整備をひとつ皆さんと御一緒にやってまいりたい、こういうことも申し上げたわけでありまして。なおまた、学芸学部については、ほかの学科は少ない、こういうような現状があるから、それにおいて単に小中学校の教員養成でなくして、その他の教員養成、たとえば幼稚園とか、あるいは高等学校教員養成とか、そういう面もひとつだんだん設置して、その学部ないし大学の全面的な整備をやっていきたい、こういう点も申し上げたわけでありまして。そういうふうな私どもの具体的な打とうとする手、措置等についても、そういうふうに考えていただくならばわれわれの心配はな

くなる、薄らぐと、そういうふうには御了解いただいて御賛成いただいたものと考えております。

○小林武君 ちょっと関連。どうもあなたの説明にはちょっと無理があると思うのだ。学芸学部というのは、何か学芸学部である限りにおいては学科目も教官の整備もされないというのはどういうことでしょう。学芸学部だつて、これは予算委員会の質問の中でも、古びた校舎で、あんな状態では困るじゃないかという質問があった。これは学芸学部であつたから古びておるわけじゃないでしよう。学芸学部というものの罪にしたらいかぬです。校舎の古いのは、教官の整備しないのを学芸学部の罪だとして大問題ですよ。もしあなただちの主張が、学芸学部というのは大した存在の価値のないものだから、あまり力が入らないから整備をしなかつたということになるわけですよ、そつだということ。そんなことはないでしよう。学芸学部のことについてはひとつ学者の説を、いま私朗読しますけれども、そんなことはないでしよう、そんなことはないはずだ。学芸学部だから悪いが悪いということはないはずですよ。あなたあそここの教育学部の前の、国立学校設置法のときに、東北大学の教育学部から離して教育大学をつくつた、教育大学だつて結局だめなんですよ。あなたたちの都合は、教育学部でもぐあい悪い、よそへ持っていくかなければだめだという理由があつたから持っていくたのでしよう。そして宮城教育大学というものをつくつた。意図があつたんでしよう。名前が教育学部になつたから学科目を整備してなんというこの理屈はその場合に全然通用しないのですよ。私は学芸学部というのの考え違ひをしておるから、これは学者の説ですから、ひとつ頭へ置いておいてください。あなたはよくおわかりかもしれないけれども、ひとつ文部大臣に聞いていただきたい。「大学の歴史的理念においては学芸学部(教養学部)といつてもいい、日本ではこの二つの言葉を区別しているが、そんな区別は全く非歴史的で、これは同義語にすぎない」こそが、大学の中核部分であると考えられ、

そしてこの学芸学部が、教師養成の場であつた。そこを卒業すれば「マスター、オブ・アーツ」即ち「学芸(教養)の教師」の免許状がもたらした。学芸とか教養とかいうのは今日わが国の小・中・高校で教養を授けるような教育内容のことである。学芸学部はそういう教師の養成の場であつた。これに反して法学部や医学部などの専門学部は、狭い分野の専門的養成機関として、大学にとつてはむしろ附加物的存在であり、大学の大学たる所以を示す本質的部分ではないと考へられてきた」と、これは日本の著名な教育学者の説なんです。何が一体悪いことかということです。ただし、学芸学部というものがまづかつては私は理由があると思う。一つは、結局無理をしてつくつた師範学校であるとか、あるいは何々専門学校であるとかというふうな、そういうふうなものが集まつたつて、高等学校というふうなものができたとか言つたつて、そういうものの、だから問題があつたろうし、数が多いからそういうところにまではうまいかなかつたろうし、講座制でないために教科目の大学というのはいつても、予算の場合でも損をしているというのとはあなたたちよく御存じのとおりなんです。そういうふうな条件の中において学芸学部というものは機能を十分に果たせないような状態にあつた。それは、あなたたちは教育学部にしたら整備できるというふうな議論はこれはどうも私はおかしいですよ。これは極端なことを言つたら、何学部でもけつこうなんです。よ、これは。あなたたちがやろうと思へば幾らでも教官の整備も何もできるわけです。むしろ、私はそのときには教育学部は講座制にして、もちろん講座制というもののそのものには私はやはり時代おくれのものもあるし、今日大いに改良しなければならぬような要素があることは私は知つておりますよ。それにしても、そういう差別をとるようなやり方というものはあるはずなんです。ほんとに学問をするというふうな、こういう雰囲気であなただちがつくろうと思へば幾らでも金さえかければできた、これは。そのことは、上から一体

教科目をどうしてやるとか、文部省がその方針を示してやるといふようなことがこれは借越だと思ふ。そういうことをあなたたちのところで一体答申したその学者の連中の意見だつて、それが日本の教育を一体支配するだけの権威のあるものでは私はないと思う。一つの意見にしかすぎないと思ふのですよ。だから、どんな人がどんなことを言つたつて、聞いてゐるのはそのために聞いてゐるのですよ。私はどうもあなたたちのおっしゃることがどうしても、何か、杉江さんにして、課長さんにして、話はよくわかつてゐるのだ。わかつてゐて、知り過ぎていて、ぼくなんかよりよくわかつてゐる。全部言つちゃあぐあいが悪いものだから、あけ足を取られやせぬかというところで、うまく何とかあれしようと思ふからそういうことになる。腹にあることをみんな言つちゃあばみんはなんとこのことがわかつてしまふ。しかし、立場があるからそんなことは言えないけれども、全部言えとは言わぬけれども、しかし、そういうごまかしみたいなことを幾らやつたつて、何時間かかかる、だめだ。大体八時近くなつても、私のほうからあと三人質疑すると言つてゐるから、どんなことになるかわからない。だから、ぼくらは一つ一つのさっきの考え方、できればきょうじゅうに仕上げていこうという考え方だから、具体的に質問したら具体的に答えてくれませんか。そういう意味で質問してゐるわけですからね。学芸学部というののどこが悪いのですか。ひとつそれを言つてください。学芸学部というものを目のかたきにするわけを。学芸学部だから、でも、しか先生が出るというのの潜越なことですよ、それはどこからそんなことが出てくるか。

○政府委員(杉江清君) 繰り返して申し上げておりますけれども、学芸学部の実体は教員養成でございまして。少なくとも教員養成を主にしてゐる。そういう実体で、教育学部、いわゆる教員養成を行なつてゐる教育学部とその実体は変わらぬのであります。そういう実体なのに、一方は教育学部と云ひ、一方は学芸学部と云う言つており、これ

はいろいろな面において支障を生ずるのであります。学芸学部は、その実体は主として教員養成を担当してあるものであるけれども、本来、充足当時には必ずしもそういう実体と照応する理解ではなかったわけですから、学芸課程というものも設けられませんでしたし、学芸学士も出た、その名残りが現に一部に残っているわけです。学芸学部というものは実際に教員養成をやっているが、しかし、そういうふうな経緯があって、また一部にそういう実体が残っているために、必ずしも教員養成をやるところじゃないのだ、小中の教員養成に重点を置いてやるのは必ずしも言えないという理解が一部にはあるのであります。そういうふうな、一部でもそういうことがあるというところは、やはり全体の教育体制を私は弱める結果になってきたと思うのであります。それから、そういうふうな考えがあるから、一体、学芸学部を整備しようとするときに、一体、学芸学部はどういう性格のものか、どういう目的のものか、なぜこの施設がこれだけ必要なのかというところは、強い根拠を持っては言えない。どうしてこういう教官組織が弱いのか、これをなぜ補充しなければならぬのか、そういうことが強い主張で言えないのであります。そういう点が一つあります。

○小林武君 それはおかしいよ。一部の人が何か言ったから学芸学部のあれを主張できないなんていうばかなことを文部省が言ったらいへんですよ。私は教員の養成というふうなものは、さっきも言ったように、教員だけ、教員しか出来ないような学校というのは、過去の師範学校の例から見ても適当じゃなかった。それよりもっと広い教員、先ほど説いたようなそういう立場の人たちが教員になることが望ましいというところは自民党の佐藤さんが過去の経験から、そういうことは私も賛成だということを言っちゃった。私も宮城の教育大学のときに言ったら、私の経験でもそうだったということをおっしゃった。むしろ視野の広い人が感銘を子供に与えたということをおっしゃった。速記を見てください、ちゃんとそ

う書いてある。だから、しかし、その中に教員をやらない者がいるということがけしからぬという考え方がどういふことなのか。それはたとえ、医学部だってそうでしょう、医学部を卒業したら必ず医者になりますか。基礎医学をやる人もあれば生理学者になる人もあるのです。小学校の先生で、ほかの同僚であった人間が医学博士になったのもあるのですよ、学位は、何も医者じゃない、大脳の研究でもあったのです、学位を。そういうものだってあるじゃないですか。たとえば、よく医学のことを言う、医者の学校は目的大学だからりっぱな医者ができる、それもよろしい、しかし、あの大学の教育が医者だけつくるとはあなただち言ひ切れないでしょう。ああいう部門でさえもそうなんですよ。ましてや教員になる、そういう場合に一体どこがぐあいが悪いのですか。しかし、その中でもっと何か補強するという話があるならば少しは聞いてやってもよろしい。しかし、全然、名前を変えていかなければならぬという考え方はどこから出てくる。それでようやく納得しましたなんて、納得する者もする者なら、させる者もさせる者だと思ふ。しかし、ばくは何かかそういうところにちょっと顔を突っ込んで聞いてみると、これは言うのと違ふところがあるから言わないけれども、いつか大学の人が言う、文部省にたてついたらだめです。何でもやれるか、予算でやられます。やっぱやられるかなと聞いた、そうだと。じゃ、ひとつどうだ、文部省へ行つて言いなさい、ばくがついて行つてやるから、いやだめです。そんなことをやたらたいへんだ、予算でいじめられるのはつらいと言ふ。これは労働組合の中にもある、予算で、ひもを握っているやつにいじめられることはわれわれもたたくさんある、金を握った者は強い。文部省でいじめられたらたいへんだ。そういうことで、大学の先生が、情けないようなことで音問の危機だと思ふ。もしもかき、そんなことをないと思ふすが、もしもあなたが納得させ

るといふような形でそんなことをやるといへんですよ。だから、あなたたちの言うような、先にはっきりしてもらいたいときから言っているのは、一体、学芸学部でどこがぐあいがわるいのかというのです。とにかくこれに關係した意見をみんな出してくれというのをさきから言っている。どこが悪い、どこが気に入らない、いまの教育がそのためにどういふように質的に低下している、教育上に一体どんな支障をきたしている、戦後、学芸学部で養成された教師諸君が、一体、日本の将来に心配をかけるような状況にある理由をここに全部あげてもらつて、だから、この点こうしなければならぬ、学問的にたいへんとかぐあいが悪い、何がぐあいが悪いと言つてもいいです。私はそんなことよりか、もっと変な検定試験をやつて、そして安直な教員をつくらう、ちよつととにかくこのごろ足りないからといって、四年制でない三年制ぐらいの工業教員なんかをつくらうというやうなやり方はがずつと私はあぶないと思ふのです。そういうあれがあるならばはっきりひと言つてもいい。ばくはあなただのほうからもらった資料を見て、さっぱり何のことかわからぬ。答申案なるものを読んでみて、何なんだ、これは。一体、國際的何だか——國際的何だかどうした、あなたたちこれ見てわかりますか、この答申案見て。これは説明してくださいよ、具体的に。一体どういふことを言っているのか、どこに一体これはいままでの教育を分析して教員を分析して、教員のぐあいの悪いところを書いているのです。やつてみてください。それをやらないうちでなことを言つてはいかぬ。○政府委員(杉江清君) まず学芸学部から学芸学士が出たりするといふようなこと、また学芸課程を持つていふといふようなこと、これが私は全体の整備において支障を生ずるといふことを申し上げたのでございますけれども、そのこととその教員にならぬ者がおるといふことは、これはまたちよつと別なことなんです。たとえば、教育学部卒業生は全部教育学士になるわけです。学芸課

程というものはございせん。しかも、その中で約一〇%程度は教員にならないわけでありま。新しい大学による教員養成はそういう性格のものであります。で、学芸学部においても、それは教員にならぬ者がおるといふことは、たとえば学芸学部において大部分は教育学士になるのでありますけれども、教育学士になつても教員にならぬ者がおる。だから、そういう意味において、いまの先生のお話とちよつと私の申し上げていることは違つておるわけでございます。○小林武君 どこが違ふんだ。○政府委員(杉江清君) 私が申し上げているのは、その学芸学部というものが学芸課程を持ち、そして学芸学士を出すといふようなこと、そういう関連があつたといふこと、これはその者が卒業してどういふふうに行くかといふことと別に、制度的にどういふものがその学部にあるといふたてまえになつておるわけです。そうすると、一体、諸設備を整備する、教官、設備を整備するといふたときに、教員養成のほうを整備するの、学芸課程のほうを整備するの、全体としてその関連をどう考えるのか、そういうことがはっきりしてこなくなるのです。そういう点を申し上げて、考え方として、それはやはり全面的整備をはかる上にはひとつのこになる。しかし、問題は、実態は大部分教員養成になつておつて、教育学部とほとんど変わらないわけです。だから、そういうようなほとんど変わらないものが、一方が教育学部であり一方は学芸学部であるといふことは、むしろ不自然な形である。むしろ、違いがあるとするならば、これは一般教養を担当しているかどうかといふことが大きな相違ですけれども、しかし、学部の性格としては専門課程のあり方によってその性格をきめていい問題だから、だから、同じような実態があるならば同じような名前にしたらどうかと、こういうふうな発想でございます。○小林武君 何を言っているんだ。そんなかつて小さいことでやっているんなら、ここでみんな

削りなさい。そんなあなたの言うようなことでやるんらば、これは全部削りなさい。いますぐ上げるわ、ほかのところは文句はないのだから。文部大臣、これは削りなさい。これは大臣の決断だ。そんな根拠のない話があるか。たとえば官城教育大学をつくるときに、これは教育学部であつたのです。私は最もあそこは好ましいと思つておつた。それはなぜかという、あの名門の大学の中に、一つの総合大学の中でやられるからいいと思つた。しかし、これは一番先にチャンがついたのは——チャンと言つてもわからぬかしらぬが、一番先に文句がついたのは、教育学部を出るという、宮城の教員にならないというのです。これはやはりほくはそうだと思う。東北大学という名門出ですからね。東北に行つたら名門です。東大出とはどうか知らぬけれども。そうすると、引く手あまたなんですね、各方面で。教育学部を出ようが何学部を出ようが、そんなものはかまわぬという人がある。それが理由で教育学部というものをつくつた。一番の理由はそれだつた。教育委員会なんかがいよいよ騒いでいるのもそれだつた。私はそういうことでやるのはおかしいと言つたのですけれども、そんなことでもって一体いい教員が出るんら、なぜそんなことで騒がなければならぬか。教員養成の大学ですよと締めつけて、お前は教員しかやれぬのだというようになことに締め込むことが、一体いい教員をつくることになりませんか。引く手あまたでもって、おれはもうでもここを出たのだらほしいというやうなやり方をやつたものを教員の中に定着させるやうな仕組みをつくつたほうが、そのほうがりっぱじゃないですか。そうやるのが政治ですよ。そうやるのが教育行政ですよ。文部大臣、よくはそう思うね。何でも一体そんな名前を変えたり、妙なことをしなければならぬかということなんだ。だから、私はあまり根拠のないやり方だと思ふ。もしも、全体の整備をやるとか何とかの上で、これが学芸学部ということになつてゐるために、この中に教員にならない者があるから、そのために教

官の整備もしてやれないとか、校舎もりっぱにしやれないとか、いろいろな点でそういうやうなことを言うならば、日本の一体これからの将来をどう考えるのですか。そんなに大学というものは期待に反するものなんですか、大学は。何学部であつても——いわゆる科学技術は一番大事だということを書いてゐるじゃないですか。十年目には——昭和三十五年から四十五年には国民所得の二〇％、これは国防費と同じです。そのくらいのことまでやりますというやうなことを白書の中に書いてある。それだけの金をかけてやろうという。一体、大学教育ではありませんか。大学教育ばかりではないけれども、それに関係する研究所もみな入っているけれども、それはどのものならみんな日本のためになるじゃないですか。そうして開放制をとつても、もし、それで足りなければほかのものを入れたらいいじゃないですか。もし、これを教員養成大学にしぼつて、今度は免許法でもつてしぼつたらどうですか。私立大学は猛烈としてこれに立ち上がりますよ、ごらんない。あなたの方の力でやつてごらんない。私立大学は猛烈としてやりますよ。よくはにらんでいませう。そのとおりだと思ふ。私立大学はそんなことをして門戸を閉ざされてはたまらない。われわれが若いとき教員をやつたときには、私立大学を出た人はどんなに優秀でも校長になれなかつたし、教頭にもなれないという仕組みだつた。月給まで差別をつけられた。そういうやうな悪い仕組みをぶちこわして、戦後、私立を出ようがどこを出ようが、人材であるならば、それぞれのポストを与えるというやうな、よくやうな風が出てきたときに、何でもそんな、これだけの教育をやらなければ国は経費もかけられないというやうな考え方を、国立大学の中で差別的なやうな考え方を持つということが私はわからぬ。文部大臣はそういうやり方を一体あれですか、文部行政としてやっていくのですか。

○國務大臣(中村梅吉) 私は古いいきさつに關係がありませんから、とらわれない気持ちでものを考えておるわけでありすが、御承知のとおり、従来、学芸学部が十八、教育学部が二十あつたわけでありすが。教育学部に変えると、何か視野の狭い教師が養成されるのじゃないかという疑念もあるやうに感ずるのでありますが、しからば、過去には教育学部が二十あり、学芸学部が十八あつて、そのいづれを出てもいいの大学制度で養成をしてまいりました。昔の師範学校のような視野の狭い人間はできない。やはり学芸学部を出た教師も、二十ある教育学部を出た教師も、同じ近代的な大学教育を受けた人材が養成されていっておるわけでありすが、いろいろ中教審や教員養成審議会の答申や建議等もありますので、こゝうした同じ仕事を、同じ教育をやつておりながら、名称が二つに分かれておる、これはどうも私は不合理じゃないか。できればどつちかに統一したほうがいいという気持ちで私自身はいたしておるわけですが。できれば、教師の養成をするのでありますから、教育学部でやり、先ほどお話し申し上げていただきました教養部を担当しておる学芸学部もありすが、教育学部においても、教育学部が教養部を大学の自主的な相談の結果担当しているところもございませう。今後もういふやうなことは持たしまして、大学の自治で、やはり教育学部になりまして、教育学部が従前どおりその大学全体の教養学部を担当していく、これは一般教養でございませうから、非常にまたそれも私はけっこうだと思ふのです。そういう内容に改革を加える必要はありませんが、問題は、同じ日本の国立大学で、同じ教師を養成することを大体中心目的としておる学部が、一方は、学芸学部であり、一方は教育学部であるという姿は、どうも芳しくないのじゃないか。審議会からもそういう建議が、早く答申があり、また最近になつて建議もございましたので、私としては、そういうやうな状況を判断しまして、とらわれない気持ちでこの案を提案することになりまして、決意をして、提案の運びに至りましたやうな次第で、教育学部ということに名称が變つたからといって、決して、従来教育学

部で学芸学部卒業生と同じ品位の教師が生まれておる以上は、さらにこれをはっきりとした名称の学部にしたしまして、そしてよりよき教師の養成に、教授陣その他施設設備等を充実いたしまして拡充していったらよろう、これを契機にそうしたらよろうと、こゝういふ実は考え方を持つております次第で、何か名称を変更いたしますと非常に改悪されるかのごとき疑念もあるやうでございますが、私もどつちかは改悪どころじゃない、大いに改善をして、りっぱな教職員が養成されるやうにしたいといふつもりでおりますので、私としては将来その方向で文部省としてはやるべきである、そして大いに幅の広い、しかも教師として十分の知識を持つたりはな人材を養成するやうにとめるべきである、かように考えておるやうな次第でございます。

○小林武君 そういうことになると、よくもひとつこでお願ひをしますが、どうも大臣は私の言うことをよく御理解していただかなかつたやうだ。よくも別に名前を変えるだけの話ならば、統一されていなければ名前だけを変えるのだというところであるならば、変えなくてもいいんだし変えてもいいんだし、そういう議論は成り立ちますよ。しかし、そうじゃない。いま局長の言うやうに、学芸学部ということにしてよくと教員にならないものがどうもよくいふ出過ぎる、だから教科目も相当変え、名前も変えて、そして教員養成をとにかくする。その教員養成だけが目標なんだという目的大学にするといふところにねらいがあるのだという。そうなるのと違つてくるのです。教育学を習うについても、一体学問としての教育学になるのか、技術としての教育学になるのか。たとえばよく目的大学の中のあるいは教育原理という科目があるやうだ。これは教育学者の間では教育原理なんていうものは一体あればどこにあるのですか、学界が。そんな学界どこにあるのだという話があります。私は学術者じゃないからよくわからぬけれども、およそ教育学という中に入るものは、どういふ講座が集まつて教育学というものを形づ

くっておるかということとはよく御存じのはずだ。教育原理なんていうものはありはせぬといっておる。それは教育全般を総括したものならば、一体そういうどれい先生というのにはどこに在るのだ。教育学の各講座の分野が全部わかるような先生はどこに在るのだ。それは天才でなければきつとおそらく何でも屋の百科辞典みたいなやつだろうといふことを言う人がある。私は、だからそこに学問がなくなつてしまつて便宜なそういう教育をやると、そういう教育を受けた教員はどういうことになるかといふことを言つてゐる。だから、やはり名前を変えろといふことと中身の問題とはちやんとこれは相成したあがあるのですよ。だからぼくらは心配する。もちろんあなた方も名前を変えるだけのことなら、そう力み返らないと思ふのですよ。私のほうも力み返らない、もう適當なところでそんなつまらぬことはやめてしまひますよ。しかし、そうではないのだ。そして学芸学部といふものをつくつたのも、議論の末できたものですよ。これはアメリカからもつたものじゃない。学芸学部といふのは何かと言つたら、さつきも読み上げたように、学芸学部こそ小中高校の教員たちが教えるところの内容を勉強するにふさわしい学部だから、これをひとつつくりたいといふてこれをやつた。しかし、その人たちが現場のあれについてみて何か不便があるならば、それを補強することについて私は何も文句を言つてゐるのじゃない、そういうものがあるなら。それでないのだから、ぼくはさつきからいろいろなことを言つてゐるのですよ。だから私は、そこで文部大臣は、なるほどお前の言うことを聞いていれば、半分くらいわかつたかわからぬかしらぬけれども、ちよつと聞いてやれるところがあるというなら、私はやはりあなたの頭の中には、そうお前は言うけれども、お前なんか比較にならぬえらい人を集めて、とにかく審議をして答申を得たのだから、それを聞かなければならぬ、これを聞いたから間違ひないのだといふことを、これは大臣としてそういうことをおっしゃるの、これはぼく

は、ぼくが立場をかえれば同じことを考えるかも知れない。だから、ひとつそれを出してくれと、こゝ言つてゐる。どんなでえらい人がどんなことを言つたか出してくれとさつきから言つてゐる。もうできたらうから、この質問をしてゐる間ぼくはそれを見てゐるから出してくれ、さつき約束したでしよ。

○國務大臣(中村梅吉君) 一言申し上げておきますが、学問としての教育学、これは私もあなたの言つてゐるのと非常に大事だと思ふのです。それは教師としての技術的な教育学、そればかりをやつたのじゃ、これはほんとうに幅の広い教師は生まれなかつたと思ふから、なるほど教壇に立つのには教壇に立つ人として心得るべき教育者としての教育学、そういうことも必要でしよ。同時に、これは大学である以上は学問としての教育学はこれは十分に勉強をしていただいて、そしてもつと幅の広い教師を養成するようにとめるのが、これはもう本質論としては文部省の任務で、また大学の任務で当然あらうと思ふのです。いづれにしましても、私もとしましては、この改正によりましてよりよき状態をつくりたいといふのが念願でございますから、私どもの内容の整え方について不十分の点はひとつ御指摘をいただき、御鞭撻をいただきまして今後とも努力をしてまいりたいと思つております。

○小林武君 教育原理といふのは教育学にはないのだ、とにかくそれをひとつ見せてください。

○小野明君 出すときには、先ほどの学芸部長のあの申し入れの件も一緒に出してください。大臣、名前を変えるだけならば、これはたいしたことではないのです。それでいまの大臣の話であります、まことにりつぱな話で、戦前のように狭い視野にとらわれない幅広い知識を持った先生をつくらなければならぬ、現在そういう人材を教育界に迎へ入れなければならぬ、実はそういう精神といたのが戦後の学制改革の精神だったわけですよ。それが、ただ大臣が言われるように名前を変えるだけじゃないでしよ。今度はあとにいろいろつな

がつてくるわけでしょう。免許法の改正、あるいはそれに伴ういろいろな局長が答弁されておる養成大学に伴う設置基準、あるいは教育課程という問題も出てくるでしよ。そうしますと、その新学制になりましたそれを全部引っくり返すような、開放的な制度といふものを閉鎖的な制度にしてしまふおそれが感じられるわけですね。大臣が言われるだけのことでしたら、これは全国の学芸部長の協議会が反対の申し入れをしたり、そういうことはいいですよ。いろいろ一年がかりで説得して、そしてこゝしの予算にも説得をした責任上、若干の、百六十二名ですが、教官増もやつた、そういう説得をした手前、そういう実績も示さなければならぬ、こういうことになつてゐるわけですね。そうしますと、やはりそういう中では三つの大学だけが言うことを聞かなかつた。なかなか素直に大臣の言われるとおられれば受け取れない、また、全国の国立大学、あるいは学芸大学といふのも受け取れないところがあると思ふのです。その辺を大臣はどういうふうにごらんになつてゐるのかお尋ねをしたいと思ふのです。

○國務大臣(中村梅吉君) 先ほども申し上げましたように教育学部といふ名称及び組織の大学も二十ほどございまして、ここでもうございしたる欠陥も出てゐないわけでありまして、私もとしましては学芸学部といふ案よりは、むしろ教師の養成機関、養成部門である、ちよつと医者を養成する医学部の部門である、工業技術者を養成する工学部の部門であるといふのと同じように、一つの部門の方向を明らかにしたものの方がよからう。これについてもかつて考えたわけではありませぬので、二つの審議会がそういう意見をまとめておられますし、また同時に、これを実施するに当たりましては、関係の大学にも自主的に御相談をしていただきまして、教授会でよからう。

こうなつたところから順次やりたい。まだまとまりのできていないところは無理に引きずつてはいかないといふような弾力性のある考え方でこの案をつくりました次第であります。もちろん、先ほ

ど来御議論にありましたように、大学学術局が中心になりまして各大学と話し合ひをしたことは、若干押しつけがましい面があるのじゃないかといふ感もするかもしれませんが、これは会いますときには学芸学部長あるいは大学の学長、こういう方々とお会いするわけでありまして、大学でめつた意思といふものは教育学部の教授会はもちろん、大学の教授会で、それならばそのほうがよからう、こういうことにきまりましたものについて今回は取り上げておる次第でございますので、学芸学部として今後に残されてゐるものは二、三ございしますが、これらが今後一つの比較の問題になつていくと思ひますが、私もとしましては、教育学部にかわつたからといつて悪くなるのじゃなくて、よりよいものになつたい、これがわれわれのほんとうに念願してゐるところなわけでありまして、この点については、よりよくするならば、そのやり方はまだ足らぬじゃないか、こういうおしかりは十分にちよつたをいして、改善につとめてまいりたい、こう思つておるのが現状でございます。

○小林武君 さつき、資料といふか、会議録です、あの会議録を見せるといふのはどうなつたのですか。何だか知らないけれども、さつき要領を得ない。あなた、見せなさいか、さつき見せると約束したじゃないですか。

○政府委員(杉江清君) 前にも申し上げましたとおり、これは非公開になつておるのでございまして、やはり私どもの立場でこれをお見せするといふこともにわかにはいたしなかつた性質のものとお考えしております。ただ、どういふ御意見があつたかという御質問があれば、それについては私どもは知り得た限りにおいて、このようない意見がありまして、たといふことは申し上げてよろしいかと存じます。

○小林武君 文部大臣、おかしいじゃないですか。一体、中審査が秘密会だとか何とかいって、公開しないとか何とか言つたところで、これはあれじゃないですか、国会議員が見たいといふの

を見せない理屈がありますか。これは外交の機密だとか、軍の防衛上の機密とか何とかというなら、これは一応話もわかるような気がするし、それだとしても、一体見せないということのために相당한理屈を言わなければならない。予算なんかの場合に、資料として出せないということのためには、理事会においてよほど説明しなければならぬのは通用せぬですよ。それは一体どうして見せないのですか。どうしてそれは見せられないのですか。私はそういうものが明らかになつてこないと、学芸大学をどうしななければならないという議論は生まれてこない。日本の教育の現状で、教師の問題についてたいへんぐあいが悪いから直さなければならぬという理由があるなら、何か出てくるはずだ。だから見せる。どうして見せないのですか。これはもうとにかく大学学術局長が答えることではなくて、文部大臣が答えるべきことです。先ほどは出すようなことを言つて、何で出さないのですか。

○松永忠二君 その前に関連。先ほど私は理事同士で話し合いをしてこれならよろうと言ったのは、小林委員が、どういふ意見があるかという質問に対して、記録に基づいて、そうしてその具体的な名前は言わないけれども、これこれこういうふうに出てくるというのを答える、ただそういうことでやるということを確認してやったわけだ。だから、それならばまずそういう方法で、とにかくこういふ人は何と言っているかといううなことに、それがこう言っているとは言わないけれども、名前は言えないけれども、こういうふうな意見を述べているということを記録に基づいて言いなさいと、それを見せるとか見せないとかいうことになると、また少し話は一歩前進をしていくわけでありますけれども、まずその段階で満足が得られるかどうか、とにかくやっていかないと、いまのような答弁をするから、そういうことを結局大臣に直接やはり聞かなきゃできないことになってくると思うんですよ。だから、記録

に基づいて、ある人がこういう意見を明確に言っているということを答弁をすべきですよ。そうしなきやだめですよ。

○國務大臣 中村梅吉君）たいへん恐縮でございますが、実は私、向こうの分科会に出ておりまして、こちらへ参りましたときに聞きましたところ、事務当局でいろいろ相談をした結果、審議会としてはスタートのときに相談をされて、議事連営規則をつくって、そしてこの審議会は秘密会とすると、こういうことに議事規則でなっておるのので、どうもそういう審議会の意思決定に対していかげなのだらうかという話でありましたから、いま松永理事さんからお話のとおり、質疑応答を通して御理解のいただけるものなら、できるだけその実態を説明したらどうかと、こう言っておきましたようなわけで、いま松永理事さんのお話のとおり、小林委員が熱心で、諸般の事情も御存じのようでございますから、こういう点はどうか、こういう点はどうかという御質疑を通していただきますので、ひとつ審議を御継続いただければありがたいと思っております。

○小林武君 私はどうしてもその理由がわからないんですよ。これは何か特別秘密にしないきゃならないようなことを議論するわけでもないんですよ。日本の教育をよくしようと、こういうような問題をやるんです。それが秘密でやるということはどういうことでしょうか。何の秘密が必要なんですか。兵器の秘密がどうだとか、戦略の秘密がどうだとか、戦術がどうだとかいうことは違うでしょうし、外交上の問題であって、いま進行中であるからその間の経緯を明らかにするということとはぐあいが悪いということはあるだろう。それも政治の上ではあり得る。しかし、日本の教育のことを論ずるのに一体非公開にするということはどういうことでしょうか。われわれもこういう場合でも自由にものを言っているじゃないか。反対の意見の者もずいぶんあるでしょう。そういう者も自由に傍聴できるような仕組みになっている。国会

だってもうラジオやテレビでもって放送するようになってる。何が一体どう悪いんですか。それじゃそれらの人たちが文筆をもって外部に自分の意見を発表しないかというところ、どんどん発表しているじゃないですか。中にはずいぶん極端なことを言っている人もある、この中教審の委員の中には。ある団体を目して、まるで昔のことばなら国賊扱いをするようなことを言っている人もあらう。この団体はぶつぶさにいかぬということ。この団体はある人もある。そういうような、聞きや

人たちが、大事な教育の問題を議論するのに何で一体公開できないのですか。しかし、私は会の運営上、たとえば新聞記者がどんどん入ってくる。外部の者が傍聴に入ってきたらうるさくてだめだし、会議の進行のじゃまになるから公開にしないのだ、これはわかります。その中へぼくらが入っていったらみょうなことになることは言わない、しかしながら、その記録を見るといふようなことがどうしていけないのか、理由がわからないです。それはどういふ一体根拠があるのか、また、その初めの申し合わせというようにものに、なぜ文部省は同調したのか、どういふことなんです。

○委員長（二木謙吾君）　ちよつと速記をとめて。

○委員長（二木謙吾君）速記を起こしてください

この際、暫時休憩いたします。

午後八時二十六分休憩

午後十時五十一分開會

たします。

休憩前に引き続き、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたしました。

質疑のある方は順次御発言を願います。なお、政府側より中村文部大臣、中野政務次官、杉江大
学局長が出席しておられます。

○辻武寿君 私は、夜分おそくもなっておるの
で、はしよって簡単に三、四お聞きます。

学芸大学を教育大学に、学芸学部を教育学部
名称変更するということは、各大学の自発的な意
思に基づいて行なわれたのか、それとも文部省の
方針でこういうことが法案に載ってきたのか、そ
の点をまず最初に確認しておきたいと思ひます。
○政府委員（杉江清君） 大学とよく御相談し、大
学の御意向に沿つて今回の措置をとつたのでござ
います。

やったのですね。ところがだ。全国の学芸学部長

で構成している学芸学部長協議会、この協議会で

は昨年の六月、いたずらに名称の固一統一に急で

あつてはならぬという要望書を出している。一つ

は、学芸学部はその成立事情から言つて、教員養成

成を主としながら他学部的一般教養を担当し、さ

らに文理学的な使命の一部を果たしてきた。ま

た、学芸学部の整備充実にあたり、地域の事情に

よつて人文、社会、自然、各分野にわたる学芸課程

を設置できるようにしてほしい。学芸学部を整理

解消して、既成の単一目的学部だけで総合大学を

構成するならば全国が皆小型旧制大学となり、地

方大学の創意特色が失なわれる。地方大学の幾つ

かは本来のリベラルアーツを根幹とした新タイプ

大学に成長することが望ましい。名称問題はまず

内容の整備充実を先にすべきである。いたずらに

名稱の画一統一に急であつてはならない。こうい

う要望書、これはせんじ詰めれば学芸学部の名称

をそのまま残してくれという要望であつて、あな

たは話し合いをして合意の上でやったというけれ

ども、大学の側のほうとしては、こういうふうな

学芸学部長協議会で残してくれというのはですか

ら、文部省の方針で強引にやったのじゃないかと

思うのですが、その点はどうですか。

○政府委員（杉江清君） 学芸学部長のお集まりの

会でただいまのような御要望のありましたのは事

実であります。またその後も各大学とよく御相談

して、その御意向に沿って今回の措置をとったも

のでありますし、なお一部御了解いただきません大学については、その御意向を尊重して名称変更の措置はいたしておらないのであります。なお、学芸学部地域における特殊性等については、今後とも十分考慮して、その整備、充実をはかってまいりたいと考えております。

○辻武寿君 まあしかし、こういう要望書が出ていふことは、大学当局の意思でないことだけは、私は明らかじゃないかと思うのです。それが秋田と大阪ですか、二つ残して、昨年の十二月までは大体名称変更を了承した。その間の経緯ですね。文部省側と大学側とが、どれぐらいのそういう会議が持たれたのか、簡単にその経緯を。

○政府委員(杉江清君) 最初に、関係の学長及び学部長さんのお集まりの会でお話しし、その後、教育大学協会の会合等においてもよく御相談申し上げて、なお、特別にこの問題を御審議いただくために、ブロックの代表の方からなる協議会をつくりまして、そこで数回の会合を持ちまして、いろいろ御相談してまいりましたのであります。そういった御相談の結果に基づきまして、各大学でまた御相談いただいて、各大学の賛否の御意見をまとめていただいたのであります。

○辻武寿君 まあ、大学がそういう要望をしながらも、文部省側にしかたなく従ったというふうに見えるわけですね。その裏には、やはり予算が獲得できない。校舎再建の予算を獲得するために、文部省にそうしていつまでも抵抗できないというふうな事情があるのだというところはもっぱら評判なんです。そういう点、私たちは強引すぎるのではないかと思う。昨年の宮城教育大学をつくるのに、そのときの文部大臣は愛知さん——これが新しい一つのやり方になるというものではない、こういうふうな御理解願いたいものと思いませんか。あなたも、そういうことは考えていないというふうな答弁を国会でしていると思うのです。ですから、連鎖反応して次から次へとみな教育大学に改めていくのじゃない、これだけというふう

な、会議録を見ると、そういうふうにとれるような国会答弁。それがこじになって、こういう法案ができて、みな教育大学に変えていったほうがいいのだというふうな、文部省の方針として、こういう法案ができてきたというふうな、そういうふうな、われわれはそういう意味にしかとれない。そここの事情はどうなるのか、約束違反じゃないかと私は思えるのですかね。

○政府委員(杉江清君) ただいま御指摘の私の発言は、総合大学ないし学部の中にあります学芸学部は、これを学芸学部ないし教育学部を、これを分離し独立させて、単独の教員養成大学にするつもりかという御質問に對しまして、いまのところ、さようなことは考えておりません、こういうふうな御答弁をしたつもりでおります。なお、学部名称につきましては、その当時におきまして、そういう御意見も現にあるし、御賛成の学部長さんもおありであるから、今後ともよく相談して措置してまいりたい、かように考えております、こういうふうな私御説明申し上げたつもりでおります。

○辻武寿君 去年の会議録を見れば、宮城教育大学がはしりになるのじゃないかという点に對して、そんなことはないという愛知さんの答弁のようにとれるし、どうもそれがこじになって引っくり返った。引っくり返ったのじゃなくて、初めからそういう計画的な文部省の予定方針じゃないかというふうな私はとれるのです。しかし、それはそうではないと言わうから、これ以上言っても水かけ論になりますので追及しませんが、秋田大学等は学芸学部と鉱山学部、この二つしかない。その学芸学部を教育学部にしてしまふ。そうすると、県内の高校生は、大学にいくときには鉱山学部という特殊な部門と、あるいは教員になる、この二つしか道がなくなってしまう。こういうやり方がよいものか。幅の広い人間をつくっていくためには学芸学部として置いて、教員にしかたないのだからということでなくて、幅広い学芸学部と

されておいたほうが、よほど私たちはいいんじゃないか、県民が喜ぶんじゃないか。学芸学部のほろがかわって私たちは国民が喜ぶと思うのですが、ね、そういう点どうですか。

○政府委員(杉江清君) 秋田大学のような、ああいう二学部しかないところの学芸学部には、たしかに地域の事情からそういうような御主張があることは了解できます。しかし、現実に学芸学部の中で行なわれておりますその地域要望に即する教員というものは、現在きわめて微々たるものでありまして、現在の形でそのような地域の要望を満たすということはほとんど私は期待できないと思うのであります。しかし、秋田大学全体のあり方と関連し、なお、学芸学部のあり方においても、今後地域の事情、大学の事情、その特殊性等を十分勘案して、その整備充実の計画を立ててまいりたいと考えております。

○辻武寿君 とにかく学芸学部を教育学部に変更するということは、私は現在の社会的条件では無理だとういうふうな思う。それから、はしりありますが、教員になり手がなく、学芸学部としておくともんな教員養成部であるのによそのほうの会社に勤めてしまふ。だから教育大学にするのがいいのだ、教育学部にするのがいいんだと、こういう意味が多分に含まれておりますか。

○政府委員(杉江清君) 学芸学部において特に教員になり手が少ないという事実はございません。教育学部においても学芸学部においても大体その学生の九〇％は教員になるものでありまして、一〇％程度が進学したり他に就職したりするのであります。だから、むしろそのような実態があるからこそ、その実態に即して教育者養成という目的、性格を明らかにする学部としてそれを性格づけ、その性格のもとに一その整備、充実をはかつていくことが必要であらうと、こういう考え方に基づくものであります。

○辻武寿君 私はこの学芸学部であっても教育学部であっても、その名称変更なんというものは大した問題ではないと思う。要するに待遇をよくしなければならぬ。待遇をよくすれば教育学部であっても学芸学部であっても先生はほとんど出てくる。あなたは九〇％全部教員を志願していると言いますけれども、実際に調べてみればそうではなくて、やはり教育学部にならないからよそに逃げたしまふのだというふうな論議が相当されておると思うのです。教員の待遇をよくするということがほんとうのいい素質の教員を生み出すということに對してはどうですか。

○政府委員(杉江清君) 確かに待遇の改善が教員の資質向上、優秀な者を教育者として入手する最も基本的な施策だと考えます。この点につきましては、本省としては十分に努力をしなければならぬことであると考えております。

○辻武寿君 まあ名称を変えなければ内容が充実できないなんというところは私はないと思うのです。時間がありませんから、最後に一つ。先ほど中教審の問題が問題になったんですがね。中央教育審議会是非公開がたてまえであるが、発表できないと言われると秘密会議でも行なわれているような感じを受ける。その答申が非常に文部省で尊重されている。私は憲法調査会なんかは、一字一句、だれがどういうことを言ったであらうと、少数意見であらうと、多数意見であらうと、こまかくそれは載せられておる。ですから、それを調べたときに非常に気持ちがいい。だれがどういう意見を出したか。教育なんという問題は非常に重大問題であります。しかも、中央教育審議会の答申というものは必ず問題になってくるのですから、そういうものはむしろ速記録でもきちんとして、そうして、オープンで、だれにでもわかるように、だれがこういう意見言ったからこういうふうになったのだという経緯がよくわかるようにしたほうが、これから日本の教育界のために私は明朗でいいと思う。だから、今後の中教審のあり方などというものは、再検討しなければならぬと思ひますが、文部大臣にひとつ御意見を聞きたいと思うのです。

○国務大臣(中村梅吉君) できるだけ各委員の見解は明らかであることが望ましいが、ただ中教審は御承知のとおり、大学の学長、教授、あるいは小学校長の代表、中学校長の代表等いろいろな立場にある人たちがおりますから、審議段階としては、自由な意思の表明を、立場にとらわれずに行ないますためには、一応非公開で審議をするというところが、かえって思い切った意見の発表ができると思つて、私も考えております次第でございますが、それらの状況の発表等につきましては、今後、中教審にもよく考慮をしていただきたいと考えておる次第でございます。

○辻武壽君 私はもっとやりたいけれども、時間がありまじから、これで。

○委員長(二木謙吾君) それでは速記を中止し。

〔速記中止〕

○委員長(二木謙吾君) 速記を起こして。

中村文部大臣から発言を求めておられますので、これを許します。

○国務大臣(中村梅吉君) 先ほどの小林委員の発言につきましては、小林委員の御要望にこたえたいと思つております。ただ、中教審が非公開をきめておられますので、文部当局といたしましては、その点をいろいろと苦慮いたしておるような次第でございます。

○小林武君 その記録を見せるということについては、文部省が了解をしたわけでありますから、私はこれを了承いたしますが、ただ、非常にいままでのいろいろの関係から苦慮されているという事情もわかりますので、ただいまここで見てもいいまいというのを申し上げたことは、私はいまここで取り下げたいと思つて、将来ひとつその点については、事が教育の問題でありますから、十分御連絡の上に、今後そういう点で御決定のとおりになされるように希望いたしておきます。

文部大臣にお尋ねをいたしますが、今次の国立学校設置法の一部改正案は、提案の趣旨から考えまして、単に名称を変更するのみであり、今日までの学芸大学、学芸学部のある方を変更する意図

が全くないものと了解してよろしいでしょうか。

○国務大臣(中村梅吉君) そのとおりでありまして、大学の実情を考慮し、かつ大学当局とよく相談して、今後その改善充実をはかつてまいりたいと思つております。

○小林武君 現在の学芸士コースの存置を希望する場合に、これを認めると理解してよろしいか。

○国務大臣(中村梅吉君) 御指摘の点は、大学側と十分、文部省としましては協議してきめてまいりたいと思つております。

○小林武君 大学設置基準案は、省令決定以前に国会にはかる意思があるかどうか。

○国務大臣(中村梅吉君) これは省令でございますから、おはかりするということになしに、国会の御意見もできまじることならだけお聞きしてまいりたい、かように考えております。

○小林武君 あらためて、学芸大学、学芸学部の名称を存置する希望の大学についてはそれを認める意思があるかどうか承りたい。

○国務大臣(中村梅吉君) その点は、大学側と十分相談をいたしまして取り扱つてまいりたいと思つております。

○小林武君 教育課程については、他の一般大学と同様に、各大学において編成することを認めるべきだと思つていますが、この点についてはどうでしょう。

○国務大臣(中村梅吉君) この趣旨に立つて大学の自主性を十分に尊重し、大学側と協議して善処してまいりたいと思つております。

○委員長(二木謙吾君) 他に御発言もなければ、質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(二木謙吾君) 御異議ないものと認めます。

北島君から委員長の手元に修正案が提出されておりますので、この際、本修正案を議題といたします。

北島君より修正案の趣旨説明を願います。北島君。

○北島教真君 私は、本法律案に対する修正案を提出いたします。

まず、案文を朗読いたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に對する修正案

国立学校設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項を次のように改める。

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、この法律による改正後の国立学校設置法

第三條第一項、第三條の二第一項及び第四條第一項中大阪大学に係る部分並びにこの法律

による改正後の国立養護教諭養成所設置法

(昭和四十年法律第十六号)第二條第二項中北海道教育大学養護教諭養成所に係る部分の規定は、昭和四十一年四月一日から適用する。

附則第二項中「この法律の施行の際現に」を「昭和四十一年三月三十一日に」改める。

附則第三項中(昭和四十年法律第十六号)を削る。

本法律案につきましては、年内成立が困難となり、四月一日施行ができなくなりましたので、施行期日及び四月一日にさかのぼつて適用しなければならぬ事項について、所要の修正を行なうため、ここに修正案を提出するものであります。

何とぞ御賛同くださいますようお願いいたします。

○委員長(二木謙吾君) 北島君より提出されました修正案に対し、質疑のある方は順次御発言を願います。

別に御発言もなければ、質疑はないものと認め、これより原案並びに修正案について討論に入りたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(二木謙吾君) 御異議ないと認め、これより討論に入ります。

御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

別に御意見もないようですから、討論はないものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(二木謙吾君) 御異議ないと認めます。

それでは、これより、国立学校設置法の一部を改正する法律案について採決に入ります。

まず、北島君提出の修正案の問題に供します。

北島君提出の修正案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(二木謙吾君) 挙手多数と認めます。

よつて、北島君提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いた原案全部を問題に供します。

修正部分を除いた原案に賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○委員長(二木謙吾君) 挙手多数と認めます。

よつて、修正部分を除いた原案は、多数をもって可決されました。

以上の結果、本案は多数をもって修正議決すべきものと決定いたしました。

松永委員より発言を求められておりますので、この際、これを許します。

○松永忠二君 私は、ただいま可決をされました法律案について、附帯決議を提案をしたいと思つていますが、皆さんの御賛成を得たいと思つてござい

ますが、案文を朗読をいたしまして、提案をしたいと思います。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に對する附帯決議案

政府は、教員養成の重要性にかんがみ、特に左の事項に留意すべきである。

一、教員の養成については、大学において行なうという従来の方針を堅持し、学芸大学及び学芸学部の名称を教育大学及び教育学部に変更することにより、かつての師範教育の復活を意図するものであつてはならない。

二、教員の資質の向上を図るとともに、その待遇改善に努めること。
右決議する。

○委員長(二本謙吾君) ただいま松永委員から提出されました附帯決議案を議題といたします。

ただいまの附帯決議案を本委員会の決議とすることに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(二本謙吾君) 総員挙手、全会一致と認めます。よって、松永委員提出の附帯決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

文部大臣より発言を求められておりますので、これを許します。中村文部大臣。

○国務大臣(中村梅吉君) ただいまの附帯決議につきまして、その御趣旨を体して努力してまいりたいと思っております。

○委員長(二本謙吾君) なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(二本謙吾君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後十一時二十二分散会

昭和四十一年四月八日印刷

昭和四十一年四月九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局